

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤 永 知 子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

準備書面

2006(平成18)年1月25日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新一
弁護士	南雲	芳夫
弁護士	川井	理砂子
弁護士	小林	哲彦
弁護士	猪股	正
弁護士	野本	夏生
		外

目 次

	ページ
はじめに――本準備書面の主題	4
第1章 政策目標を十分に達成している水供給施設	5
第1 近年の全国水需給状況の概況	5
1 用語の確認	6
2 ウォータープラン21の整備目標についての考え方	6
3 近年の都市用水の需給概況	7
第2 考えがたい将来の水需要増	12
1 考えがたい将来の水需要増加	12
2 関東一円でも水需給は同様な傾向を示している	13
3 地下水と農業用水転用水利権でさらに余裕が	16
第2章 過大な水需要予測を重ねてきた国の長期計画	16
第1 長期水需給計画における予測の過大性	17
1 高度成長期の伸びをそのまま計画に	17
2 都市用水の予測は実績の7割オーバー	18
第2 ウォータープラン2000	19
1 工業用水の需要予測は7割オーバー	19
2 縮小しても都市用水は4割オーバー	20
第3 ウォータープラン21	20
1 状況の変化への認識を示す	20
2 計画は微増となったが既に実績は減少	21
3 なお大きな乖離は続く	22
第3章 行政施策上の根拠を失った八ツ場ダム利水計画―第IV次フル プランの消失	23
第1 利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の推移	23
1 フルプランの性格と推移	23

2	第Ⅳ次フルプランはハツ場ダムの行政施策上の根拠	24
3	第Ⅳ次フルプランの消失	24
第2	第Ⅳ次フルプランの概要と水需要の過大性	25
1	第Ⅳ次フルプランの概要	25
2	第Ⅳ次フルプランの過大性とその理由	27
3	破綻している水資源開発基本計画	29
第4章	埼玉県の水事情	31
第1	被告の主張要旨とこれへの概括的な反論	31
1	被告の主張要旨	31
2	被告の主張への概括的な反論	32
第2	埼玉県の水需要の現状	33
1	概況	33
2	人口増加を上回る一人当たり給水量の低下	34
第3	埼玉県の十分な保有水源	35
1	埼玉県の保有水源	35
2	埼玉県と原告側で保有水源の算定が異なる理由—農業用水転用 水利権、地下水利用可能量、利用量率の過小見積もり	37
第4	埼玉県の水需要予測の過大性	44
1	埼玉県の水需要予測の概要	44
2	1日最大給水量の将来値	46
3	埼玉県の需要予測のカラクリ	49
第5	渇水の誇大宣伝と被害の歪曲	53
1	取水制限、給水制限とその影響	53
2	埼玉県の渇水時の状況	54
第6	埼玉県の保有水源と1日最大給水量との比較—水余り	56
1	まとめ	56
2	被告埼玉県の主張の骨子に対する反論	58

はじめに一本準備書面の主題

(1) 本準備書面のテーマは「利水面から見て、八ツ場ダムは要らない」ということである。

全国の水事情を俯瞰すれば、ほとんどの地域で水あまりが起きている。全国に2000以上のダムを造ってきたこともあって、いろいろな地域で、ダムをつくっても、もう水を引き取る自治体がいなくなっている。そして、ダム計画はいくつも中止になっている。近年、全国で水需要ははっきり減少しているし、そうした現在の水需要を前提にすれば数年に1度くるとされる水不足の年はもとより、20年に2番目の少雨のときでも、現在の水源開発施設で安定的な供給が可能になっている。こうした事実は、国土交通省の資料から明らかである。

(2) 本準備書面においては、まず、全国の水需給関係を概観し(第1章)、上記の事実を確認した上、これまでの国レベルの長期計画である「長期水需給計画」、「ウォータープラン2000」(「全国総合水資源計画」国土庁 1987年)と「ウォータープラン21」(「新しい全国総合水資源計画」国土庁 1999年)を点検する(第2章)。そして、八ツ場ダム建設計画の基本計画となっている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(国土庁 1988年 通称「第IV次フルプラン」)を点検する(第3章)。

(3) 「第IV次フルプラン」は2000年为目标達成年次であって、その役割は終わっているのだが、「第V次フルプラン」は未だに姿を見せない。現在既に水が余っている上に、近年、水需要が減る傾向がはっきりしてきているから、需要増加を前提にした長期計画をつくる意味がな

なくなってしまったのである。この事情を最も良く知っているのは国土交通省である。だから、「第Ⅴ次フルプラン」ができないのである。しかし、役割は終わっているはずなのだが、八ツ場ダム計画は、この「第Ⅳ次フルプラン」に基づいてつくられているから、亡霊のように姿を遺しているのである。この第Ⅳ次フルプランは、一人あたりの水使用量が伸びる、域内の工業生産は倍増する、事業所はじゃぶじゃぶ水を使うという想定で、現実とは大きく違う計画を立て、水が足りなくなるからといって、ダム建設の正当性を唄い上げたのである。この不当性を明らかにする。

(4) そして、最後に、原告らの居住地、埼玉県の水事情である(第4章以下)。埼玉県も基本的には全国の水事情と大きく変わることはない。水が余っているのである。

(5) 原告らの主張は、現在、全国ばかりでなく、利根川の流域でも水あまりの状態となっており、既に人口の減少が足音高くやって来ているのであるから、将来も需要の増加はない。だから、新規の水源開発施設を造る必要はない、というものである。

第1章 政策目標を十分に達成している水供給施設

第1 近年の全国水需給状況の概要

近年の水需給状況を点検するのであるが、この作業を行う上での最小限の用語の確認をした上、今日の都市用水の需給関係を概観する。結論は、現在の既設の水源開発施設等で10年に1回程度の渇水には対応できる状況となっていることが確認できるはずである。

1 用語の確認

以下に、水需給関係を論議するのであるが、その前に用語の定義を確認しておきたい。用語の定義は、「ウォータープラン21」（甲C第1号証。以下、「W21」と記すこともある）による（44頁）。

国土交通省は、水需給の長期計画策定を検討するにおいて、降雨の大小を3段階に区分しているが、設定されている3段階とは次のようなものである。

- ①「通常の年」とは、「1976年から1995年までの20年間で5番目の少雨に相当」する降雨がある年としている。数年に1回程度の渇水年を意味する。
- ②「水不足の年」とは、「1976年から1995年までの20年間で2番目の少雨の年を想定」としている。10年に1回程度の渇水年を意味する。
- ③「戦後最大級渇水の年」とは、「概ね戦後最大級の渇水に相当する年を想定」としている。
- ④「安定供給量」とは、「先行開発水量」を供給量に含まない。「安定的な供給可能量」は先行開発水量を含む。
- ⑤「先行開発水量」とは、「利水者が自ら将来需要増に備え、その負担において、先行的に確保した水資源開発水量」をいう。

2 ウォータープラン21の整備目標についての考え方

(1) この項では、近年(2002年)の水需要と供給の関係、そしてその安定性を概観するものであるが、まず、水需給に関して行政が設定

している整備目標と近年の整備状況について、ウォータープラン21の記述をみることにする。

(2) ウォータープラン21の整備目標であるが、同プランは、「水利用の安全性の確保の目標として100%を求めるのは不合理であり、ウォータープラン21では少なくともおおむね10年に1度発生する少雨の年でも安定的に利用できることを基本としている」（国土庁 水資源部長の前書き）としている。

(3) そして、ウォータープラン21は、1995年当時の水需給関係を念頭において、「『通常の年』であれば、全国計では、生活用水も工業用水も、ほぼ安定的な供給可能量が需要量を上回っている」としている（同44頁）。このことは、全国的な需給関係では、数年に1度くらいの少雨であれば、都市用水は安定的に供給する態勢が整備されるに至っており、渇水状態にはならないということを宣言しているのである。

このウォータープラン21が目指す整備目標は、「10年に一度発生する少雨でも安定的に利用できることを基本」とするのであるから、前掲の「水不足の年」の安全性が確保できるならば、政策目標は達成されたというべなのであろう。

(4) 以下には、ウォータープラン21に示されている整備状況や、水資源白書ともいべき国土交通省の「日本の水資源」で得られるデータに基づいて、現今の水需給の状況を点検することとする。これにより、今日のわが国の水余りの状況が映し出されるはずである。

3 近年の都市用水の需給概況－20年間で2番目の少雨は十分に対応可能

(1) 近年の都市用水は需要が減退している

2002年の都市用水（生活用水＋工業用水）の需給関係を概観してみよう。

「平成17年版 日本の水資源」（甲C第2号証）によれば、2002年の都市用水の使用量（取水量ベース）は286億 m^3 であった（同書30頁）。都市用水の使用量は1995年には303億 m^3 であった（前同）が、以後は、ほぼ毎年漸減して2002年には6%弱減少して286億 m^3 にまで低下したのである。工業用水は、これまで国内総生産が倍増しても、また、工業出荷額が何割か増えようとも、産業界のコスト削減の努力によって新規補給水量は30年間以上、漸減または横ばいの傾向が続き、1992年以降はほぼ減少の一途を辿っている（前同）。生活用水については、使用量では1990年代に入って増加がストップし、最近では漸減の傾向になった（前同31頁）。1人あたり生活用水使用量の最近の傾向をみると、はっきり減少の傾向になっている。生活用水の増加ストップは、ウォータープラン21の策定作業中から見て取れた傾向であるが、その傾向はウォータープラン21の予測には反映されなかった。

ウォータープラン21策定後の都市用水（水道用水＋工業用水）の需要量と、同プランの目標達成時点（2010年以降）での水需要予測をグラフで示せば次のとおりである。

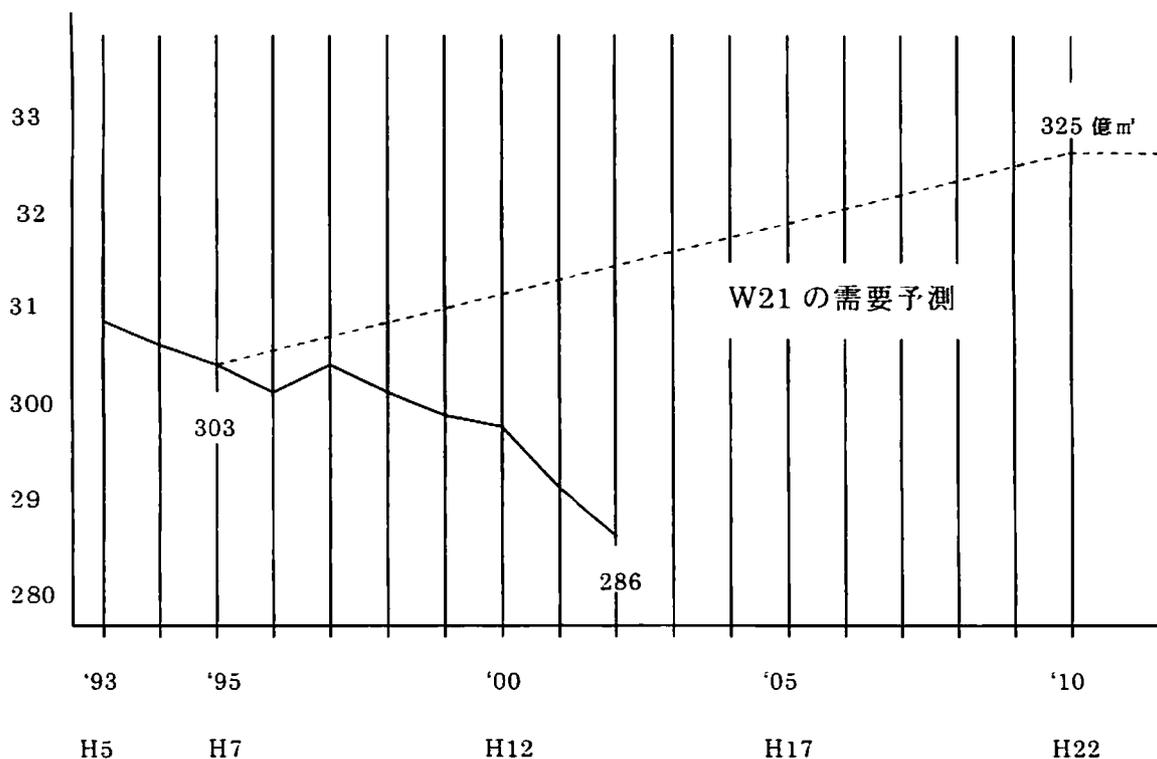
(2) これまでの施設整備で安全性は上昇している

一方、これに対する供給可能量であるが、ウォータープラン21によれば、1995年段階で、「通常の年」といわれる数年に一回程度現出する渇水時での供給可能量は、先行開発水量を含めた安定的な供給可能

図1-1 全国の都市用水(生活用水+工業用水)

年間使用量

W21の計画と現実の水需要(取水量ベース)



水需要の実績は、「平成17年版 日本の水資源」による。

量は322億 m^3 /年であるとされている(同書35頁)。これは、現今の需要(286億 m^3)を大きく上回っている。そして、20年間で2番目の渇水年を示す「水不足の年」の安定的な供給可能量(「先行開発水量」を含む)は285億 m^3 /年であった(同書35頁)。これは需要とほぼ対応する値であるから、20年間で2番目の渇水年でも、全国計では1995年時点の施設でほぼ充足しているといえることができる。なお、「先行開発水量」は将来の水需要を想定して先行開発した水量のことであり、既設のダムなどで開発済みの水量であるから、これを含めて供給態勢を考えることには何らの問題もないところである。

(3) 2004年以降では安全性は一層上昇

ア) これまでの記述は、1995年時点での供給可能量で比較したが、今日では施設はさらに整備されている。「平成17年版 日本の水資

源」によれば、1996年から2004年までに「完成した水資源開発施設による都市用水の開発水量」は21億 m^3 /年とされている（同書212頁 参考3-1-2表）。この21億 m^3 は「通常の年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足の年」に対応する値を求めると、約19億 m^3 である（「表1-1」の〔注〕参照）。そこで、これを加えれば、「水不足の年」の安定的な供給可能量は、285億 $\text{m}^3 + 19億\text{m}^3 = 304億\text{m}^3$ となる。このように、2004年以後の都市用水については、「水不足の年」すなわち20年間で2番目の少雨に対しても、全国計では、供給の安定性が確保されるに至っている。

イ) ウォータープラン21の達成目標の枠外のことになるが、「戦後最大級渇水の年」の備えはどうなるかが問題となる。「戦後最大級渇水の年」を基準にとると、「先行開発水量」を含めても、まだ足りない。果たして、国土交通省が設定しているような「戦後最大級渇水の年」の水不足が到来するののかについては重大な疑問があるが、これは、ウォータープラン21でも達成目標の枠外に置かれているから、ここでは取り上げないこととする。

以上のところを簡易な表とグラフに取りまとめると、次のようになる。

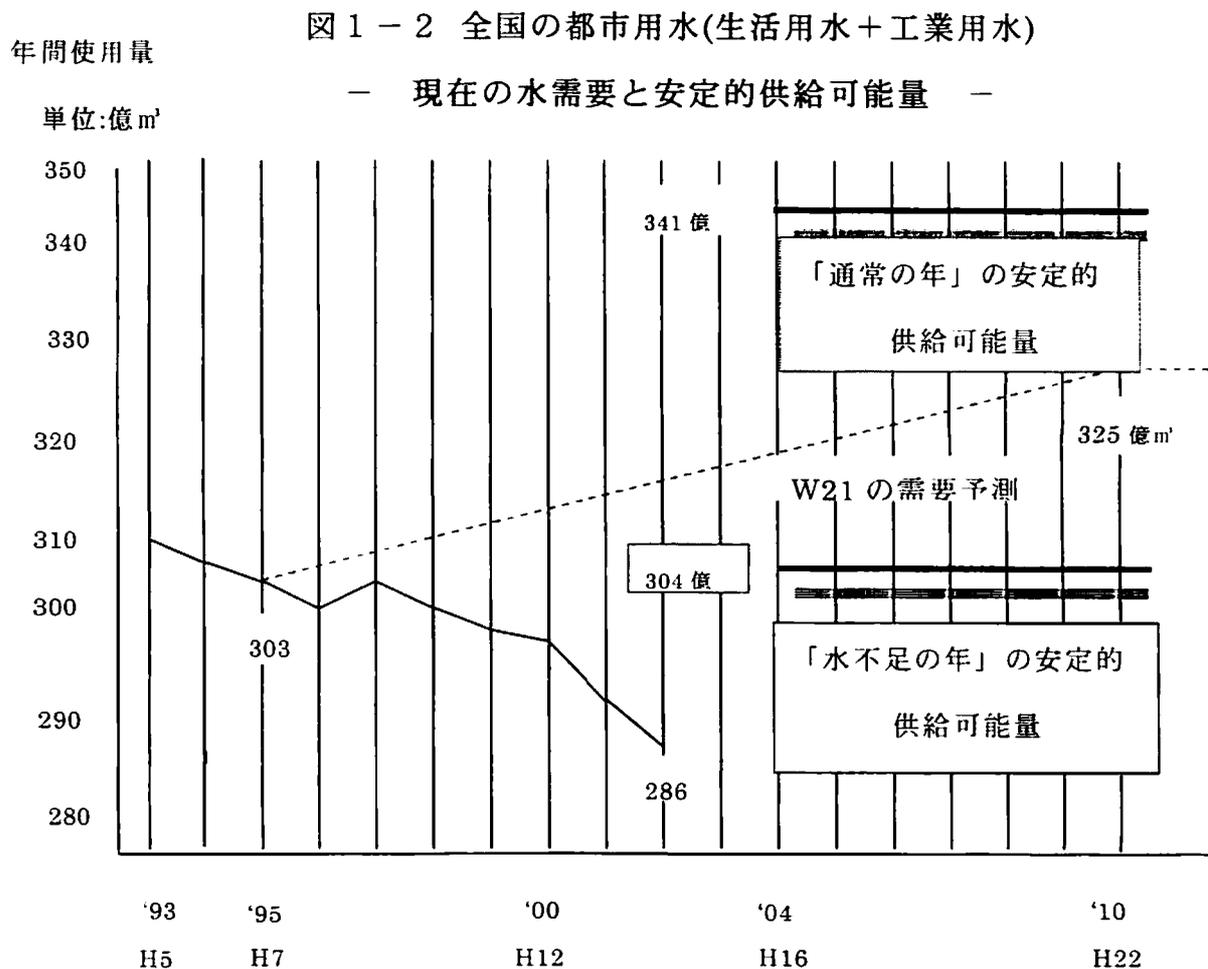


表 1 - 1 都市用水の現在の水需給 (全国)

区分	02年水需要量	95年安定的供給可能量+新規開発水量
通常之年	286億 m ³	322+21=343億 m ³ (+20%)
水不足之年	同上	285+19=304億 m ³ (+6%)
戦後最大級渇水の年	同上	248+16=264億 m ³ (-8%)

〔注〕新規開発水量 2.1 億 m³ は「通常の年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足の年」と「戦後最大級渇水の年」に対応するそれぞれの新規開発水量は、1995 年の安定的供給可能量の値に比例するものとして換算した値を用いた。

このように、全国計では、すでに水需給関係は安定的であり、特別な地域を除けば、新規の水源開発施設は不要だということになる。全国計では、既に政策目標は達成されているのである。これ以上の水源開発施設をつくる必要性は存在しない。

第 2 考えがたい将来の水需要増加

1 今後需要は伸びない—早くも人口の減少が始まっている

(1) 都市用水については、現在(2002年)の水需要であれば、先行開発水量を含めれば、「水不足の年」を基準にしてもなお十分に対応ができることは前述のとおりである。

(2) そして、今後の水需要が増加するかと言え、1997年以降、はっきりした需要の減退が起こっている。水道普及率は96.8%に達してほぼ上限にある。生活用水については、1人1日平均使用量は1995年当時は322ℓであったが、この間に漸減傾向が続いて、2002年には316ℓに落ち込んでいる(「平成17年版 日本の水資源」31頁)。

(3) その上、早くも2005年から人口減少が始まっている。国立社会保障・人口問題研究所の予測では、「中位推計」によると、日本の人口は2025年で1億2100万人台まで、2050年には1億60万

人にまで減るとしており、「低位推計」では9200万人にまで減少するとしている。ここまでの急激な減少はないとしても、人口や水需要が増える見通しはさらにはない。

(4) 工業用水の新規補給量は過去から現在まで工業出荷額が増加しても減り続けている。今もなおそうである。水需要が増加する要因はどこにも見当たらない。

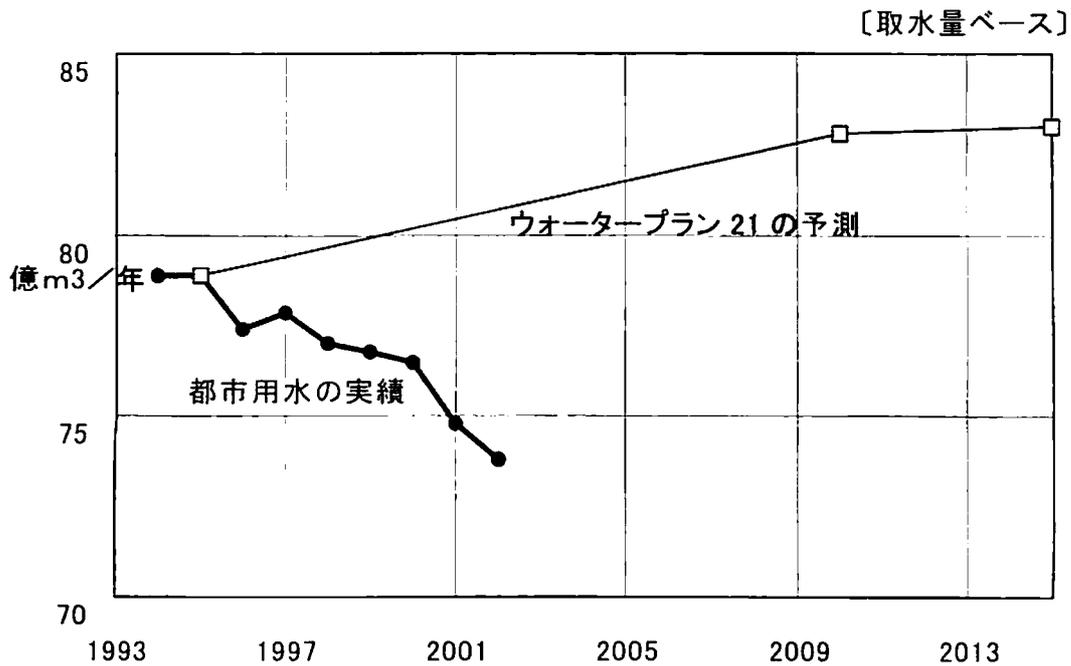
2 関東一円でも水需給は同様な傾向を示している

(1) これまでは、水需給の実情を全国規模で点検してきたが、これらの数値は各地の需給関係を合計したものであるから、各ブロック（全国を14ブロックに区分）でも、ほぼ同様な傾向を示している。

利根川流域は「関東内陸」と「関東臨海」に分けて示されているが、この両ブロックを合わせた関東地方もほぼ同様な傾向を示している。なお、「関東内陸」は茨城・群馬・栃木・山梨県、「関東臨海」は埼玉・千葉・神奈川県と東京都の範囲であって、利根川とは関係のない山梨、神奈川県も含まれている。

(2) 国土交通省の「日本の水資源」とウォータープラン21で得られたデータを使って、関東地方のこれまでの都市用水の需要とウォータープラン21の需要予測をグラフに示せば次のとおりである。ウォータープラン21の予測では都市用水の需要は1995年以降、増加傾向が続くことになっていたが、実績はほぼ減少の一途を辿ってきて、2002年は73.8億m³/年まで低下している。このように、首都圏を含む関東地方においても最近の都市用水は増加がストップするだけでなく、減少傾向が続くようになっている。

図1-3 関東地方の都市用水(生活用水+工業用水)



(3) これに対する関東地方の供給可能量はどうかというと、1995年以降に水源開発施設がいくつか完成して、2004年までに供給可能量が11.9億m³/年も増加している。その結果、現在(2004年時点)の供給可能量は1995年以降に完成した水源開発施設を含めると、下表に示すとおり、数年に1回の渇水年「通常年」では85.3億m³/年となっている。そこで、関東地方全体としては都市用水の需要に対して16%も余裕がある状態になっている。「水不足の年」についても、1995年以降に完成した水源開発施設を含めると、供給可能量は75.3億m³/年となり、2002年の都市用水の需要を少し上回る値になる。都市用水の需要の減少傾向が今後も続くことを考えると、10年に1回という渇水年である「水不足の年」においても、関東地方全体としては水需要が充足する供給可能量がすでに確保されていると判断される。

表1-2 都市用水の現在の水需給（関東地方）

区分	02年水需要量	95年安定的供給可能量+新規開発水量
通常年	73.8億m ³	73.4+11.9=85.3億m ³ (+16%)
水不足年	同上	64.8+10.5=75.3億m ³ (+2%)
戦後最大級渇水の年	同上	53.4+8.7=62.1億m ³ (-16%)

〔注〕新規開発水量11.9億m³は「通常年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足年」と「戦後最大級渇水の年」に対応するそれぞれの新規開発水量は、1995年の安定的供給可能量に比例するものとして換算した値を用いた。

下図（図1-4）は以上に述べた関東地方の水需給の関係を図示したものである。

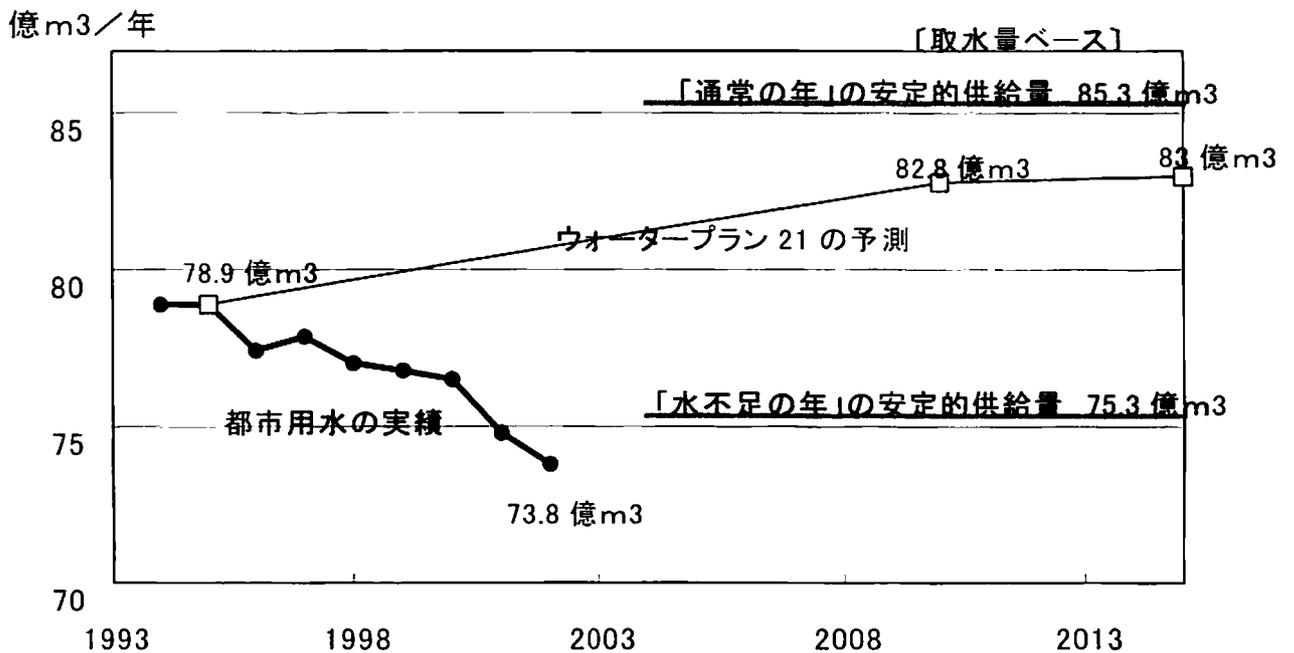


図1-4 関東地方の都市用水(生活用水+工業用水)

3 地下水と農業用水転用水利権でさらに余裕が

(1) 以上の検討は国土交通省の「日本の水資源」とウォータープラン 21 のデータを用いて行ったものであるが、国土交通省が示す供給可能量は二つの面で過小な値になっている。一つは地下水から河川水への一部転換が考慮されているが（「W21」38頁）、地盤沈下はすでに沈静化しており、地下水使用量の削減は不要である。もう一つは不安定水利権（暫定水利権）とされているもの（「平成17年版 日本の水資源」214頁）の中に実用上は安定水利権であるものがかなり含まれていることである。たとえば、農業用水からの転用で得られた水利権は暫定水利権として扱われているけれども、実用上は安定水利権である。

(2) 地下水の利用可能量と、農業用水転用水利権等の暫定水利権を正しく評価すれば、供給可能量は大幅に増加する。そうすれば、上表の計算とは異なり、「水不足の年」においても、関東地方の供給可能量は現在の水需要に対して十分に余裕のある値になる。

第2章 過大な水需要予測を重ねてきた国の長期計画

水資源開発の基本となるべき計画に、全国水資源総合計画がある。これは、長年、旧国土庁が全国総合開発計画に基づいて策定してきたものである。全国総合水資源計画は、極めて過大な水需要予測を行うことによって、過剰のダム建設を進める根拠を作り出してきた。

具体的に述べれば、今日までに国土庁が作成してきた全国水資源総合計画としては、1978年に策定され、1990年を目標年次とした「長期水需給計画」（甲C第3号証）、1987年に策定され、2000年

を目標年次とした「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」（甲C第4号証）があるが、後述するとおり、いずれも著しい過大予測の計画であった。そのため、国土庁は、第5次全国総合開発計画（1998年3月）を受けて、1999年6月に目標年次を2010年から2015年とした「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」（甲C第1号証）を策定した。同計画は、過去の計画が過大な水需要予測に基づくものであったことを認めた上で、水需要予測を大幅に下方修正したものであるが、それでも最近の水需要の実績とは乖離したものとなっている。

第1 長期水需給計画における予測の過大性

1 高度成長期の伸びをそのまま計画に

「長期水需給計画」は、第3次全国総合開発計画（1977年11月）を踏まえて、旧国土庁が1978年8月に策定したものである。

図2-1に水道用水、図2-2に工業用水の全国値の実績と予測を対比したグラフを示す。これらの図をみると、長期水需給計画は、水道用水、工業用水とも、1973年頃までの高度成長時代の増加傾向をその

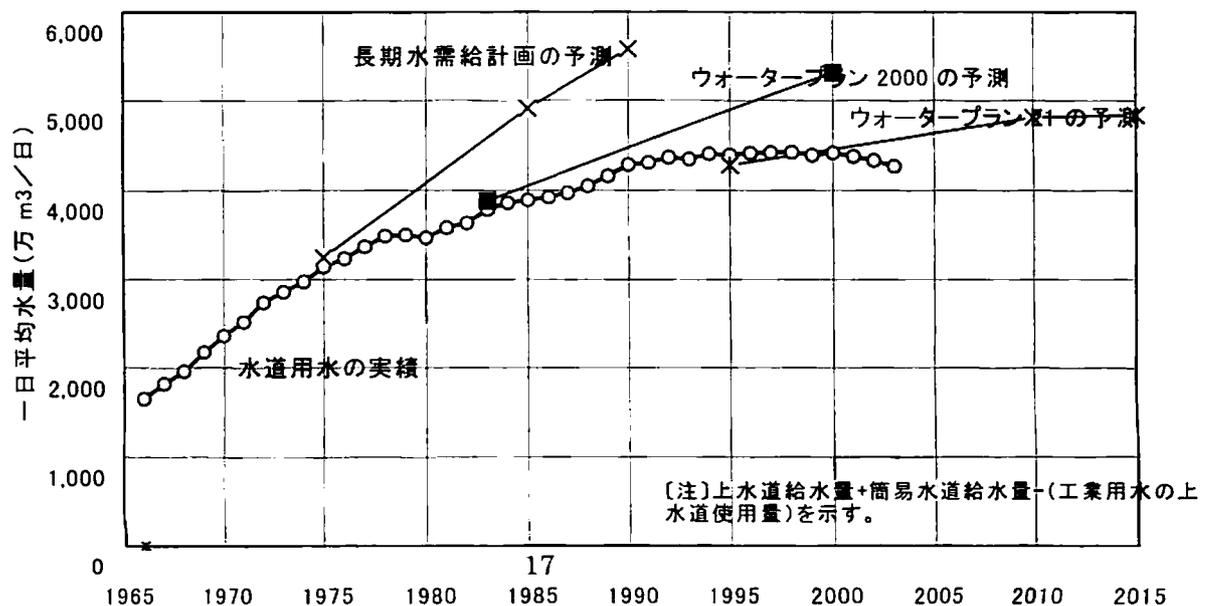


図2-1 水道用水の実績と国の予測(全国の計)

まま延長したものであった。同計画の策定年次は1978年であるから、高度成長終焉後に水需要の動向が大きく変わったことは、策定時点ですでに明白な事実であった。長期水需給計画は、その事実を無視して、高度成長時代の増加傾向を将来に延長する予測を行った。高度成長終焉後、水需要の実績は、水道用水に関しては増加率が大幅に小さくなり、工業用水に至っては、減少傾向に転じていた。そのようにきわめて重要な水需要の動向の変化を無視して予測を行ったのであるから、当然のことながら、予測と実績の乖離は凄まじいものになった。

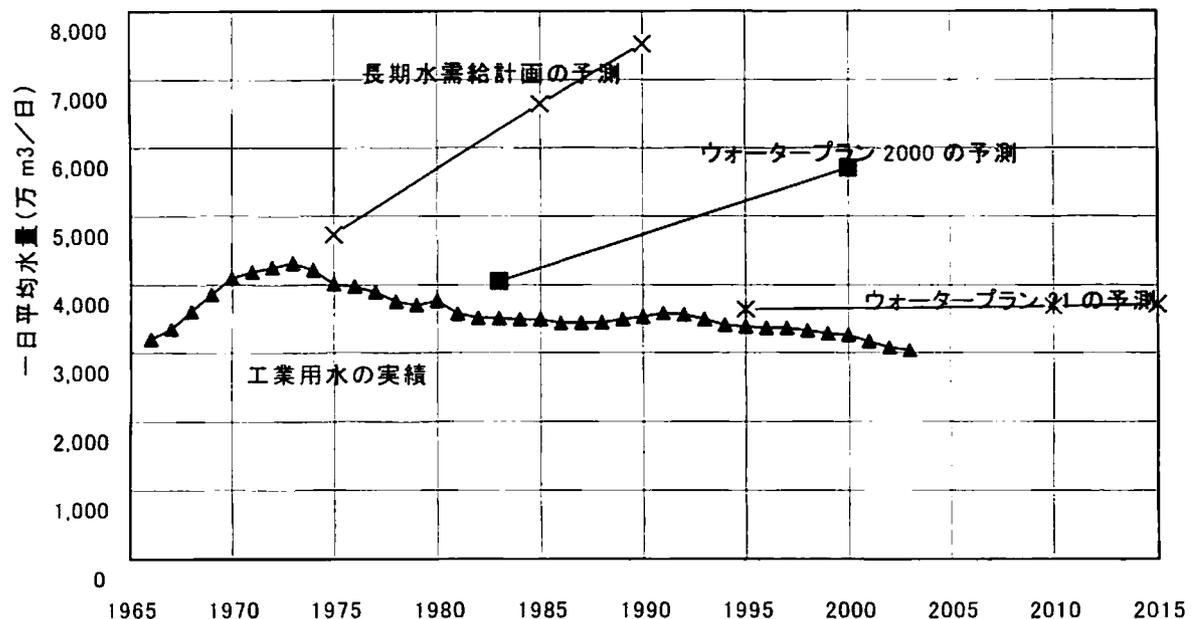


図2-2 工業用水の実績と国の予測(全国計)

2 都市用水の予測は実績の7割オーバー

図2-3に都市用水(水道用水+工業用水)のグラフを示す。目標年次の1990年における実績値と予測値を比較すると、それぞれ7,800万m³/日、13,100万m³/日であり、予測値は実績値の1.68倍にもなっている。

なぜ、このような架空の水需要予測を行ったかといえ、ダム計画の大義名分づくりが計画策定の目的であったと考えざるをえない。すなわち、ダム計画が先にあって、それに合わせるように水需要の将来値がつくられたから、架空の水需要予測になったのである。基準年の1975年からは、300万 m^3 /日の増加であるから、大量の水源開発を求め、水需要予測となっている。

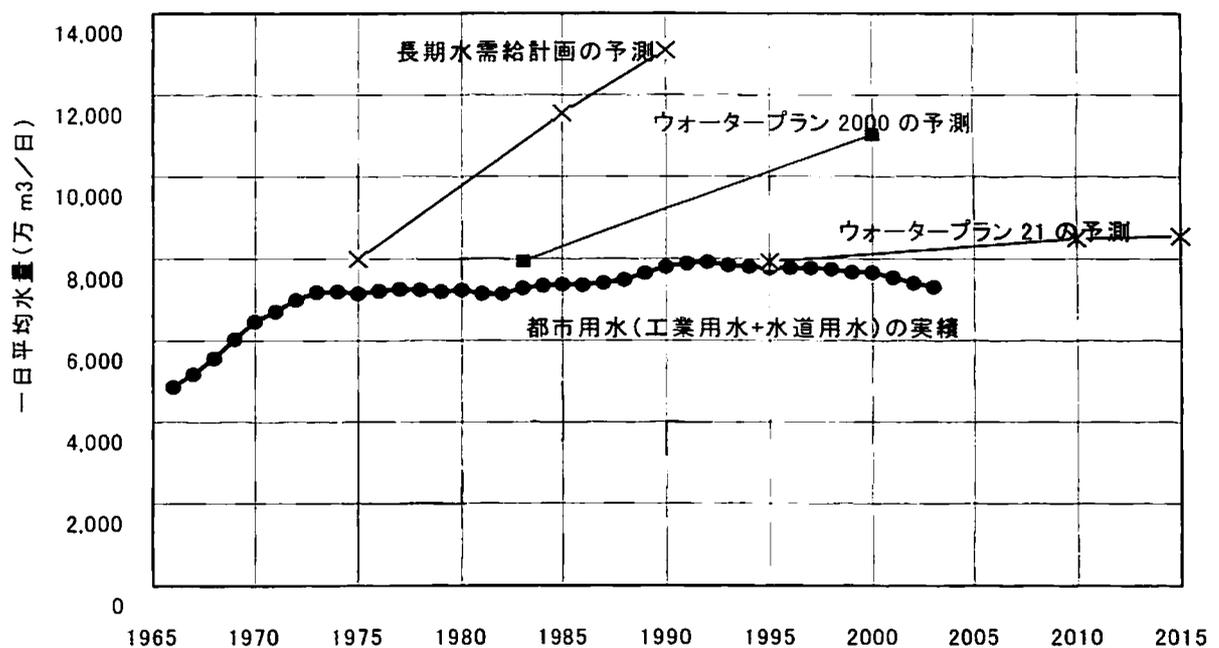


図2-3 都市用水の実績と国の予測(全国の計)

第2 ウォータープラン2000

1 工業用水の需要予測は7割オーバー

国土庁は、第4次全国総合開発計画(1987年6月)を踏まえて、1987年10月に「ウォータープラン2000」を策定した。ウォー

タープラン2000では、長期水需給計画が見直しされ、多少の下方修正がされたが、依然として極めて過大な予測が行われた。

前出の図2-1、図2-2、図2-3のとおり、ウォータープラン2000の予測も実績と乖離している。特に乖離が大きいのは、工業用水である。工業用水の実績が横ばいないし減少傾向を示しているのに対して、相変わらず、かなりの増加傾向を予測しているため、目標年次の2000年では予測値は実績値に対して約7割も過大になっている。水道用水についても2000年の予測値は実績値に対して2割も過大であった。

2 減少しても都市用水は4割オーバー

都市用水について2000年の実績値と予測値を比較すると、それぞれ7,700万 m^3 /日、11,030万 m^3 /日であり、予測値は実績値の1.43倍にもなっている。長期水需給計画よりは下方修正されているとはいえ、実績との乖離は著しい。

そして、ウォータープラン2000の予測値は基準年の1883年からは約3,300万 m^3 /日の増加となっており、長期水需給計画の増加量約5,300万 m^3 /日と比べると、縮小されているとはいえ、やはり数多くの水源開発を求めるものになっている。ウォータープラン2000の場合もダム計画が先にあって、それに合わせるように、架空の水需要予測が行われた。

第3 ウォータープラン21

1 状況の変化への認識を示す

国土庁は、第5次全国総合開発計画（1998年3月）を受けて、1

999年6月に「ウォータープラン21」を策定した(甲C第1号証)。ウォータープラン21は、過去の計画が過大な水需要予測に基づくものであったことを認め、水需要予測を大幅に下方修正した。

まず、その「序」において、「我が国においては、依然として生活用水などの需要は漸増傾向にあるものの、経済成長の鈍化や工業用水の回収率の向上、耕地面積の減少、人口の増加率の低下等により、かつてのような水需要の急激な伸びはみられなくなっている。」と述べ、ウォータープラン2000の予測と実績との乖離について分析を行い、その予測の誤りを認めている。

それに基づいて、ウォータープラン21は水需要予測の大幅な下方修正を行ったのであるが、それでもなお、第1章で述べたように、最近の水需要の実績とは乖離したものとなっている。

2 計画は微増となったが既に実績は減少

工業用水については前出の図2-2とおおり、微増の予測を行ったが、実績は減少傾向を示しているため、予測と実績との差が年々拡大している。水道用水については前出の図2-1のおおり、緩やかな増加を予測したが、実績は横ばいから漸減傾向となってきたため、やはり予測と実績との差が次第に大きくなってきている。

この水道用水の予測の誤りは、図2-4に示すとおおり、一人あたり水道給水量が増加し続けるという誤った概念にとらわれていることにある。

1990年代に入ってから、一人あたり水道給水量は増加がストップし、漸減の傾向になってきているにもかかわらず、今後も増加傾向が続くという誤った予測を行っている。

3 なお大きな乖離は続く

このようにウォータープラン21の予測は工業用水、水道用水とも実績と乖離してきたため、前出の図2-3に示すとおり、都市用水についても予測と実績との差が年々大きくなってきている。

なお、ウォータープラン21による2015年の都市用水の予測値は8560万 m^3 /日で、基準年の1995年からは630万 m^3 /日の増加であり、ウォータープラン2000の予測増加量3,300万 m^3 /日と比べると、水需要増加量は大幅に縮小されている。この点で、水需要の増加の面ではウォータープラン21は多くの水源開発を求めるものではなくなっている。しかしながら、その予測は上述のとおり、今なお、現実には全く合わないものになっている。都市用水の実績は減少の方向に向かっているのであり、新たな水源開発は全く不要なのである。

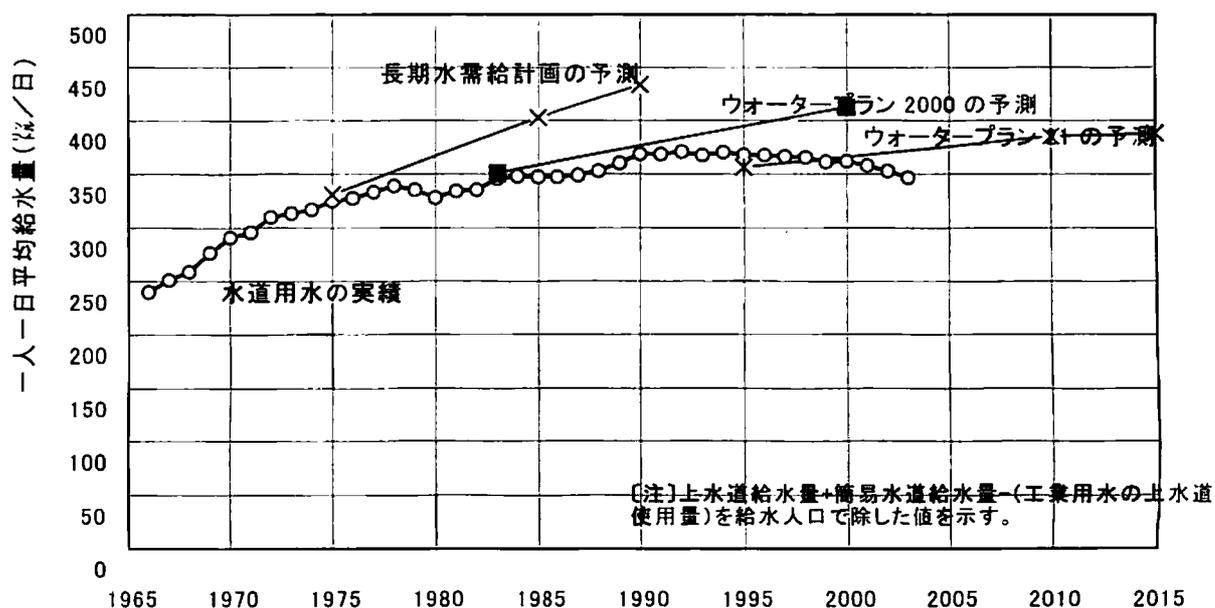


図2-4 一人あたり水道給水量の実績と国の予測(全国の計)

第3章 行政施策上の根拠を失った八ツ場ダム利水計画—第IV次フルプランの消失

第1 利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の推移

1 フルプランの性格と推移

(1) 利根川・荒川水系の水資源開発は、水資源開発基本計画（通称フルプラン）に基づいて行われる。これは、国土交通省（旧国土庁）が作成してきたものであり、利根川・荒川水系に係る都県単位の水需要予測を積み上げて作成されるものである。

(2) 今日までに国土交通省（旧国土庁）が作成してきた利根川・荒川水系の水資源開発基本計画（フルプラン）としては、

- ① 1962年に策定された利根川における水資源開発基本計画
（第I次フルプラン）
- ② 1970年に策定された水資源開発基本計画の改定
（第IIフルプラン）
- ③ 1976年に策定された利根川及び荒川水系における水資源基本計画
（第III次フルプラン）
- ④ 1988年に策定された水資源開発基本計画
（第IV次フルプラン。甲C第5号証）

があるが、いずれも著しい過大予測の計画の連続であった。

(3) 特に、1976年に策定された第III次フルプランは、1973年の第一次石油危機を経て、日本の高度成長が終焉を迎えたにもかかわらず、高度成長時代の強い水需要の上昇線をそのまま延長した予測を行っており、非現実的な水需要予測であった。

2 第IV次フルプランは八ツ場ダムの行政施策上の根拠

(1) そして、1988年に策定された第IV次フルプランは、低成長時代が到来し、それが長期間定着していたにもかかわらず、第III次フルプランの水需要予測を基本的に踏襲したものであった。水資源開発を容認するために、恣意的に過大な水需要予測を継続した、と言わざるを得ないものであった。

(2) 八ツ場ダムは、1988年に閣議決定された利根川・荒川水系における水資源開発計画（「第IV次フルプラン」）によって根拠づけられている。第IV次フルプランの目標年次は、2000年とされていた。第IV次フルプランの予測した水需要は、閣議決定の時点（1988年）での実績とさえ乖離しており、全く合理性がない。

(3) また、国は、1999年にウォータープラン21を策定し、従来の水需要予測（1987年に策定されたウォータープラン2000）を大幅に下方修正した。第IV次フルプランはウォータープラン2000をベースにしているから、ウォータープラン21が否定した架空の水需要予測をそのまま踏襲したものになっている。

3 第IV次フルプランの消失

(1) 第IV次フルプランの目標年次が2000年であるにもかかわらず、現在に至るまで新規の水資源開発計画（第V次フルプラン）は策定されていない。利根川水系のフルプランは空白となっているのである。

(2) フルプランは、都市用水が増加することを前提として、その増加量に見合う水源を確保できるように、ダム等の水源開発事業を計画する

ことにあるが、近年のように都市用水の増加がストップして漸減の傾向を示してしまうと、フルプランを作成すること自体が困難になってしまう。5年間もフルプラン期限切れの状態が続いているのは、水需要の動向の変化でフルプランの策定が困難になっていることを物語っている。

(3)「第Ⅳ次フルプラン」は、上述のように時間切れで消滅している。そして、今日に至るも「第Ⅴ次フルプラン」は作成されていない。この結果、八ツ場ダム計画は、現時点では行政施策上の根拠を失っていることになるのである。「八ツ場ダム計画」は行政手続き上、漂流しているのである。

第2 第Ⅳ次フルプランの概要と水需要の過大性

1 第Ⅳ次フルプランの概要

(1) 第Ⅳ次フルプランは、存続期限を徒過して消滅している。それゆえ、八ツ場ダム計画の行政施策上の根拠としての意味や機能を持たないものであるが、かつて、このような恣意的な過大計画によって、八ツ場ダム建設の正当性が唄い上げられたという経緯が存在している。

そこで、以下には、第Ⅳ次フルプランの概要と、引き続いて水需要予測の不合理性を論証することにする。

(2) 第Ⅳ次フルプランは、利根川・荒川水系に依存する水需要の予測につき、水道用水・工業用水・農業用水に分類してそれぞれ数値を示したうえで、水源開発の必要性を結論づけているが、各分野における水需要予測が極めて過大であった。〔注1〕

(3) 第Ⅳ次フルプランでは、目標年次(2000年)の利根川流域の水需要予測を行い、生活用水については一日平均有収水量を1,085

万³／日、それに対応する年間最大取水量を1,717万³／日と設定した。これは、基準年（1983年）に比して42%の需要増加を見込んだものである。年間最大取水量というのは夏期のピークの需要量を前提にして、このピーク時の使用量に、浄水場でのロスや配水管からの漏水等を考慮してきめられた取水量である。結局、第IV次フルプランでは、年間最大取水量は1日平均有収水量の約1.6倍の量が必要だということになっているのである。第IV次フルプランは、こうした年間最大取水量を前提にして、供給計画が立てられていたのである。

（4）工業用水（補給水量）については、計画の目標達成時には、基準年（1983年）より72%増しの673万³／日とされていた。この基礎には、利根川流域の工業出荷額は2000年には1980年代初頭の工業出荷額を基準年の2倍以上に上昇するとの想定が置かれ、工業出荷額1億円当たりの補給水量である「補給水原単位」の減少傾向を過小にみる想定がなされていた。なお、この補給水量は「回収水」は含まない使用水量を意味している

（5）そして、農業用水についても需要は増加するとされ、2000年の需要量（開発必要量）は、364万³／日とされていた。この農業用水は「夏期かんがい期間の平均取水量」と呼ばれるもので、計画では東京都を除く5県で増加が見込まれていた。

（6）以上の結果、農業用水を除いて、都市用水（生活用水＋工業用水）の1都5県の水需要を充たすための2000年の取水量は、2,340万³／日と設定された。〔注2〕

〔注1〕第IV次フルプランの対象地域は、1都5県全域ではない。茨城県では県北の30市町村が、栃木県では県東の14市町村が、千葉県では県南の14市町村が、東京都では奥多摩の2町村と島嶼部が除かれている。

〔注2〕工業用水の補給水量には工場の上水道使用量分も含まれており、その分を除く純計が2,340万m³/日である。

2 第IV次フルプランの過大性とその理由

(1) 実績の1.5倍増しの予測

しかし、2003年時点での都市用水の「年間最大使用量」は、予測水量2,340万m³/日を787万m³/日も下回る、1,553万m³/日にとどまるものであった（フルプラン対象地域の合計）。この過大予想量は実績値の51%にもなっている（予測値から実績をみれば、実績値は66%にとどまったことになる）。これらの対比を簡易な表とグラフで示せば次のとおりである。ともかく、予測値は実績値と大きく乖離しており、予測の誤差ということで済まされる大きさではない。

表3-1 第IV次フルプランの予測と実績—都市用水—（取水量ベース）

単位 万m³/日

	①2000年の予測	②2003年実績	過大計画水量	①÷②
生活用水	1,717万m ³	1,237万m ³	480万m ³	1.39倍
工業用水	673万m ³	352万m ³	321万m ³	1.91倍
都市用水	2,340万m ³	1,553万m ³	787万m ³	1.51倍

〔注〕都市用水は工場の上水道使用分を除く純計の値を示す。

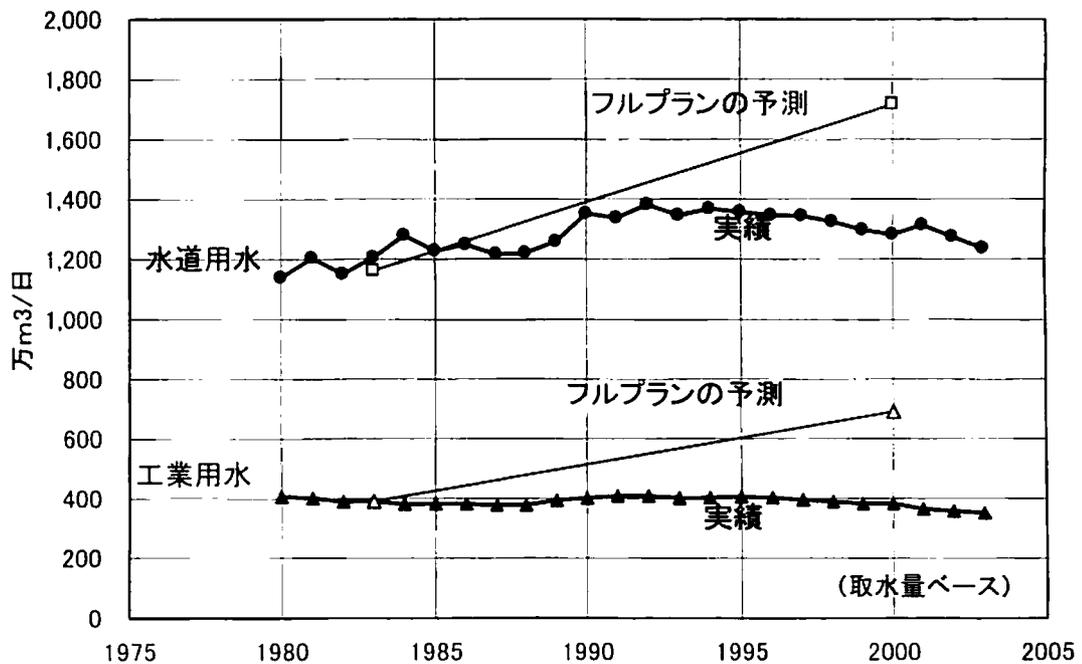


図3-1 第IV次フルプランの予測と実績（フルプラン対象地域全域）

(2) ロス率、安全率の異常なかさ上げ・水増し

水道用水の一日平均有収水量については、2000年予測値が1,085万 m^3 /日であるのに対し、2003年実績値は952万 m^3 /日であった。予測値は実績値の14%もオーバーしている。しかし、年間最大取水量についてみると、その差がもっと大きくなる。2000年予測値が1,717万 m^3 /日に対して、2003年実績値は1,237万 m^3 /日であり、前者は後者に対して39%もオーバーしている。この原因は、給水管の漏水や浄水場のロス、夏期の最大使用量に対する安全率を余りにも大きく見過ぎたことにある。予測と実績について年間最大取水量、1日平均有収水量を比較すると、前者が1.58倍、後者が1.30倍である。給水管の漏水に関する係数は有収率、浄水場のロスに関する係数は利用率率、夏期の最大使用量に対する安全率の係数は負荷率と表現

されている。下表に示すとおり、この三つの係数それぞれについて予測は実績を大きく下回る値を設定している。これらの係数を小さくすると、年間最大取水量は大きな値になって求められる。第IV次フルプランはこの三つの係数を操作して年間最大取水量の予測値を大きくしており、意図的なかさ上げ、水増し工作の疑いがある。国民の目の届きにくい専門的、技術的分野で意図的な工作をしたのだとすれば許し難いことである。

表3-2 有収率、利用量率、負荷率

	2000年の予測	2003年実績
① 有収率 (有収水量/給水量)	85%	91%
② 利用量率 (給水量/取水量)	95%	97%
③ 負荷率 (平均水量/最大水量)	78%	87%
①×②×③	63%	77%

八ツ場ダム計画は、こうした意図的とも思える水量のかさ上げや水増しに基づいて、その必要性が喧伝されてきたのである。この事実をもってしても、同ダム建設の正当性は喪失したというべきであろう。

3 破綻している水資源開発基本計画

(1) 第IV次フルプランの目標年次は2000年であるのに、5年程も経過した現時点においても、第V次フルプランが策定されていないという極めて異常な状態が続いている。これは、第IV次フルプランが著しく過大な水需要予測を行っており、水需要が減退している今日の状況とあまりに乖離が大きくなって、この延長線上には「第V次フルプラン」を

作成することができなくなっていることを示すものである。言い換えれば、第Ⅴ次フルプランを作成することとなれば、上位計画であるウォータープラン21の範囲内で策定されることになると思われるが、そのウォータープラン21の計画目標自体が現実には合わないものとなっているのであることは前述の通りである。

(2) ウォータープラン21自体も、策定後も全国の水需要は一層伸びるとの前提に立っており、ダム等の増設が必要との立場に立っているが、今や、水需要は明確な下降線を示しているのであり、水需要の増加ははっきり否定される状況となっているのである。そして、実績に合わせて水需要予測を大幅に下方修正した場合には、従前の水資源開発計画を維持することが困難になってしまう。だからこそ、第Ⅴ次フルプランの策定が難航しているのである。八ツ場ダムは第Ⅳ次フルプランによって建設の正当性が与えられたのであるが、国土交通省は、今、長期計画においてはその建設の必要性を説明すらできない事態に陥っているのである。

(3) 「第Ⅴ次フルプラン」の存否は、八ツ場ダム計画の消長にかかわるだけでなく、利根川流域という広大な地域における水需給計画にかかわる基本計画である。これが5年間も作成されていないということ自体、その作成の必要性を否定しているということである。八ツ場ダムだけでなく、利根川流域の水資源の新規開発の必要性自体を否定しているのである。新規のダム等の水資源施設を作ろうとする水資源計画は破綻しているのである。今日の事態は、これを雄弁に物語っている。

第4章 埼玉県の水事情

第1 被告の主張要旨とこれへの概括的な反論

1 被告の主張要旨

被告は準備書面(2)と準備書面(4)で次のように述べている。

① 2003年12月定例議会で報告した「埼玉県長期水需給の見通し」では、過去10年間の実績を基に2015年を目標とする将来予測を実施したところ、全体需要量は312万 m^3 /日となった。

② 滝沢ダム完成後における安定水利権量は以下のとおりである。

- ①ダム等水源開発施設 159万 m^3 /日
(128万 m^3 /日+滝沢ダム31万 m^3 /日)
- ②河川自流水等表伏流水 10万 m^3 /日
- ③地下水 55万 m^3 /日
- ④合計 224万 m^3 /日

したがって、需要水量312万 m^3 /日に対して88万 m^3 /日の不足であり、八ッ場ダムの水利権量約83万 m^3 /日は必要不可欠である。

③ 予測不可能な事態が対応した場合の対応水量として4%(13万 m^3 /日)を見込み、需要水量312万 m^3 /日に対応する供給水量を325万 m^3 /日とした。

④ この約325万 m^3 /日に対する水源量は、浄水場のロス分として4%を見込んで、338万 m^3 /日を確保することにした。毎秒39.135 m^3 である。

⑤ その水源のうち、地下水については、いわゆる地盤沈下が停止する水道水分の地下水採取量を毎秒6.747 m^3 とし、河川自流水については毎秒1.257 m^3 を確保することにした。

⑥ 残りの毎秒 31.131 m^3 ($39.135\text{ m}^3 - 6.747\text{ m}^3 - 1.257\text{ m}^3$) をダム等の水源開発施設で確保することが必要となった。そのうち、既に完成している下久保ダム等の11施設による毎秒 14.868 m^3 と、4つの農業用水合理化事業による毎秒 10.913 m^3 を除く、 $5.35\text{ m}^3/\text{秒}$ と、さらに、農業用水合理化事業に相對する非かんがい期の水利権毎秒 10.413 m^3 を、滝沢ダム、霞ヶ浦導水、ハツ場ダム、思川開発で確保することとした。

2 被告主張への概括的な反論

被告の主張には事実を踏まえない多くの問題点がある。概括的に述べれば、第一に、将来の水需要については最近の需要実績と乖離した予測を行っている。1990年代になってからは埼玉県においても水道用水の需要は増加がとまり、近年は減少傾向にさえなっている。被告はその実績を無視した架空の予測を行っている。第二に、埼玉県は既に十分に余裕のある水源を確保しており、渇水の到来に対して十分な備えがされているにもかかわらず、被告はその水源量を大きく過小評価し、あたかも埼玉県は慢性的な水不足状態にあるような誤った主張を行っている。その過小評価の一つは地下水の利用可能量であり、いま一つは農業用水の転用で得た水利権である。地下水については地盤沈下が沈静化してきているにもかかわらず、被告はその事実を無視して地下水利用量の更なる削減を行おうとしている。農業用水転用水利権については非かんがい期においてもその取水に何の支障もないという実態があるにもかかわらず、被告はその実態を無視してハツ場ダム等による冬季手当が必要だとしている。

以下、被告の主張がいかにより不当なものであるかを詳述する。

第2 埼玉県の水需要の現状

1 概況

(1) 埼玉県上水道の2003年度の1日最大給水量は、277万 m^3 であった。表4-1は、埼玉県における1日最大給水量と給水人口及び1人当たりの1日最大給水量の推移を表したものである。1日最大給水量とは、1日当たりの給水量の年間における最大値をいうものである。これを見るとわかるとおり、埼玉県の従前の給水実績は、1992年度以降は、横ばい傾向ないしは漸減傾向となっている。即ち、1日最大給水量は、1992年度で293万 m^3 、1994年度には293万 m^3 であったが、1996年度は288万 m^3 、1998年度は289万 m^3 、2000年度は287万 m^3 、2002年度は285万 m^3 、2003年度は277万 m^3 となっており、横ばい傾向ないしは漸減傾向を示しているのである。

(2) 他方で、給水人口は、1992年度以降も増加傾向を示している。にもかかわらず、給水量が減少になったのは、1人当たり給水量が漸減してきたからである。1人当たり1日最大給水量は、1992年度

表4-1 埼玉県上水道の1日最大給水量、給水人口、一人1日最大給水量

年度	一日最大給水量 (千 m^3 /日)	給水人口 (千人)	一人一日最大給水量 (リットル/日)	年度	一日最大給水量 (千 m^3 /日)	給水人口 (千人)	一人一日最大給水量 (リットル/日)
1986	2,481	5,774	430	1995	2,937	6,672	440
1987	2,471	5,919	417	1996	2,880	6,734	428
1988	2,547	6,069	420	1997	2,932	6,779	433
1989	2,645	6,194	427	1998	2,891	6,815	424
1990	2,826	6,295	449	1999	2,854	6,853	416
1991	2,845	6,391	445	2000	2,871	6,873	418
1992	2,926	6,482	451	2001	2,909	6,911	421
1993	2,878	6,572	438	2002	2,846	6,941	410
1994	2,934	6,648	441	2003	2,766	6,982	396

※ 日本水道協会「水道統計」による。

は4510、1994年度は4410、1996年度は4280、1998年度は4240、2000年度は4180、2002年度は4100、2003年度は3960となっており、明らかに漸減傾向を示している。この1人当たりの最大給水量の漸減は、主に節水型機器の普及と水道の漏水防止対策の向上によるものである。

2 人口増加を上回る1人当たり給水量の低下

(1) 以上に概観したように、給水人口は1992年度から2003年度の11年間で50万人増加している。その間の単純増加率は、約7.7%である。そうであるのに、1人当たり1日最大給水量は550も減少している。これは1992年度を基準にして約12%の減少である。こうして、人口増を上回って1人当たり給水量が着実に減少しているのである。

(2) 今日の埼玉県的人口増加は、首都圏への回帰現象と見られており、全国での人口減少が始まってもしばらくは増加が止まらないことが考えられる。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、埼玉県人口は、今後2015年までは漸増してピークに達し、ピーク時の県内人口は約722万人になるとしている。埼玉県の予測でも、埼玉県の人口のピーク時は2015年で、その時点での県内人口は約728万人あるとしている。このように人口のピークの到来時期は2015年前後と考えられているが、最近の新聞報道等によると、全国での人口減少傾向がより顕著になっており、そのことを踏まえれば、埼玉県内の人口減少がより早期にかつ大幅に起こることが予想される。いずれにしても、全国の人口減少が既に起こっているのであるから、遠からず埼玉県

の人口増加は止まる。そして、2003年度の1人当たり1日最大給水量（3960）がこのまま維持され、2015年度の給水人口が国立社会保障・人口問題研究所の予測を前提に約721万人（水道普及率：99.9%）まで増加したとしても、1日最大給水量は約286万 m^3 となる。仮に、2015年度の給水人口が埼玉県の予測を前提に約727万人まで増加したとしても、1日最大給水量は288万 m^3 となる。これを2015年度における予測値の上限とみるべきである。

そうであれば、これに対する埼玉県の保有水源は十分である。以下では、これを点検する。

第3 埼玉県の十分な保有水源

1 埼玉県の保有水源

表4-2は、埼玉県における保有水源の状況をまとめたものである。県の河川水の水利権は、給水量ベースで、すでに合計228.8万 m^3 /日存在する。内訳は以下のとおりである。

① 利根川関係	161.7万 m^3 /日
② 荒川関係	57.0万 m^3 /日
③ その他（河川自流水の水利権）	10.2万 m^3 /日
既得水利権合計	228.8万 m^3 /日

このほかに、水道用水源として使用可能な地下水が約85万 m^3 /日存在する。約85万 m^3 /日は地盤沈下が沈静化した1997年度（平成9年度）の地下水使用量の一日最大値である。

したがって、ハツ場ダム建設による新規水利権の開発を行わなくて

表4-2 埼玉県水道の保有水源(水道用水供給事業+上水道)

		取水量ベース m ³ /秒	給水量ベース 万m ³ /日
利根川	下久保ダム	2.300	19.5
	草木ダム	0.540	4.6
	奈良俣ダム	0.951	8.1
	農業用水合理化一次	2.666	22.6
	農業用水合理化二次	1.581	13.4
	渡良瀬遊水地	0.505	4.3
	権現堂調節池	0.433	3.7
	利根川河口堰	1.150	9.7
	埼玉合口二期	3.704	31.4
	北千葉導水路	2.300	19.5
	利根中央用水	2.962	25.1
荒川	荒川調節池	2.100	17.8
	浦山ダム	2.930	24.8
	有間ダム	0.700	5.9
	合角ダム	1.000	8.5
河川自流水の水利権		1.2007	10.2
既得水利権の計		27.023	228.8
地下水		10	85
小計		37.023	313
(今後確実に予定される水利権) 荒川・滝沢ダム		3.740	31.7
計		40.763	345

※ 給水量ベースは利用率(給水量/取水量)を98%として求めた。

※※ 河川水の水利権(取水量ベース)は埼玉県土地水政策課の資料および埼玉県生活衛生課「埼玉県の水道」による。ただし、利根中央用水はそれらの資料とは別に、最終の配分量を用いた。

も、県は、すでに、約313万m³/日の水源を保有している。

これに、2007年(平成19年)完成予定の荒川水系・滝沢ダムの水利権31.7万m³/日を加えると、県の保有水源は、合計約345万m³/日に達する。

2 埼玉県と原告側で保有水源の算定が異なる理由－農業用水転用水利権、地下水利用可能量、利用量率の過小見積もり

(1) 被告と算定が異なる理由

これに対し、被告は、滝沢ダム完成後の保有水源は224万 m^3 /日であると主張し、原告が主張する345万 m^3 /日と比較して、約120万 m^3 /日も少ない。(被告準備書面(2)・16頁。なお、同準備書面15頁には、滝沢ダム完成後の保有水源は「237万 m^3 /日」と記述され、また、同頁で安定水利権については「138万 m^3 /日」、「128万 m^3 /日」という二つの数値があり、被告の記述はわかりにくい。ここでは「224万 m^3 /日」を前提として原告の主張を述べる。)

この食い違いは、①被告が利根川及び荒川の河川水の水利権のうち、農業用水の転用で得た水利権(農業用水合理化一次、二次、埼玉合口二期、利根中央用水)約88万 m^3 /日(取水量ベースで10.413 m^3 /秒)を暫定水利権として保有水源から除外していること、②地下水について、原告が1997年(平成9年)の水道用地下水の一日最大量に基づき84.7万 m^3 /日(取水量ベースで10 m^3 /秒)を利用可能量としたのに対し、被告は地下水の利用可能量を約55万 m^3 /日(6.747 m^3 /秒)であるとして、約30万 m^3 /日を水源量に算入していないこと、③給水量ベースへの換算に用いる利用量率(給水量/取水量)については、原告が実績に基づき、98%としているのに対して、被告は96%という小さい値を用いていることによる。

(2) 農業用水の転用で得た水利権

上記被告の主張のうち、農業用水の転用で得た水利権を暫定水利権

として除外することの不当性については、別途、まとめて主張することにする。

(3) 地下水

地下水に関する被告の主張は、八ッ場ダム建設を正当化するため、意図的に地下水の利用可能量を過小評価し、保有水源量を矮小化しているというほかない。

ア 被告が示す地下水利用可能量の科学的な根拠とは？

被告準備書面(4)では、「平成3年11月29日に地盤沈下防止対策閣僚会議において決定された、『関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱』に基づく地下水採取に係る年間採取目標量から、沈下体積が「0」となる、いわゆる地盤沈下が停止しうる水道水分の地下水採取量を算出し、毎秒6.747m³までを適正に利用することとした。」と述べ、あたかも科学的な根拠に基づいて地下水利用可能量を求めたかのように述べているが、実際には毎秒6.747m³の科学的根拠はきわめて希薄である。

そもそも、平成15年12月策定の「埼玉県長期水需給の見通しの概要」では2015年度の水道用地下水の利用可能量は毎秒6.747となっているが(乙第26号証)、その前の平成11年10月策定の「長期的な水需給の見通しについて」では毎秒6.17m³/秒となっていた(甲C第6号証)。利用可能量が科学的に求められていたのであれば、このように数字が変わるはずがなく、計画担当者の判断で変わりうるものであることを示している。

埼玉県の資料をいろいろ調べてみても、毎秒6.747m³や毎秒6.17m³/秒そのものの算出根拠を示すものは見当たらないが、それにつながるものとしては、平成6年2月の「関東平野北部地盤沈下防止

等対策要綱に基づく埼玉県地下水採取量について」（埼玉県地盤沈下対策調査専門会。甲C第7号証）がある。この資料では、埼玉県の各地域、各市町村ごとに毎年の地下水揚水量と地盤沈下体積をプロットして相関をとり、回帰直線を引いて沈下体積がゼロとなる揚水量を求める作業が行われている。しかし、地盤沈下には過去の揚水の影響による残留沈下も少なからずあるから、本来は毎年の揚水量と沈下体積は相関するものではなく、両者の相関関係から沈下量ゼロの揚水量を求める作業は科学的と言えるものではない。実際にその相関図をみると、バラツキが大きく、かなり恣意的に回帰直線が引かれている。さらに、そこで使われたデータは1991年度までのものであり、地盤沈下が沈静化してきた後年のデータは対象にされていない。そのように、科学的とはいえない方法で求めた地下水利用可能量をさらに計画担当者の判断で変えたのが毎秒6.747 m³であり、その数字の科学的な根拠は希薄である。

イ 地盤沈下の経過からみた地下水利用可能量

地盤沈下が沈静化してきている現状においては、地盤沈下および地下水揚水量の経過から地下水の利用可能量を推測することができる。

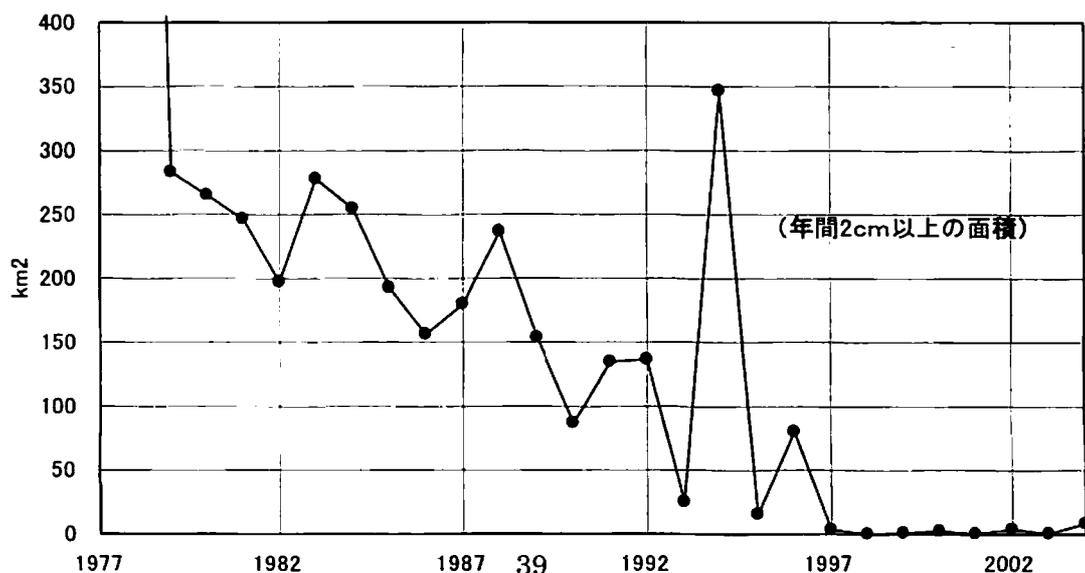


図4-1 埼玉県の地盤沈下面積

(埼玉県「埼玉県地盤沈下調査報告書」による。)

図4-1は埼玉県における地盤沈下面積の推移をみたものである。同図をみると、埼玉県の地盤沈下面積は1997年度以降、激減してゼロに近い状態になり、地盤沈下は確実に沈静化してきている。埼玉県の地下水揚水量の推移をみると、図4-2のとおり、揚水量は1990年代になってから、多少の変動はあるものの、減少傾向となり、97年以降はほぼ減少の一途を辿っている。

地盤沈下は、過去の地下水汲み上げが引き起こした地下水位の低下による残留沈下が進行していくものであるが、新たな地下水位の低下がなければ、この残留沈下は次第に小さくなっていく。図4-1と図4-2の傾向は、残留沈下が1997年以降、かなり小さくなり、同時に同年の揚水量では地下水の収支がプラスであって新たな水位低下による沈下が起きなくなったことを意味している。このように、1997年以降は沈下面積がほぼゼロになったのであるから、1997年時点の揚水量が地下水利用可能量を示していると判断される。

なお、図4-1をみると、2004年は地盤沈下面積が若干増加している。しかし、図4-2をみると、同年の地下水揚水量は前年とほ

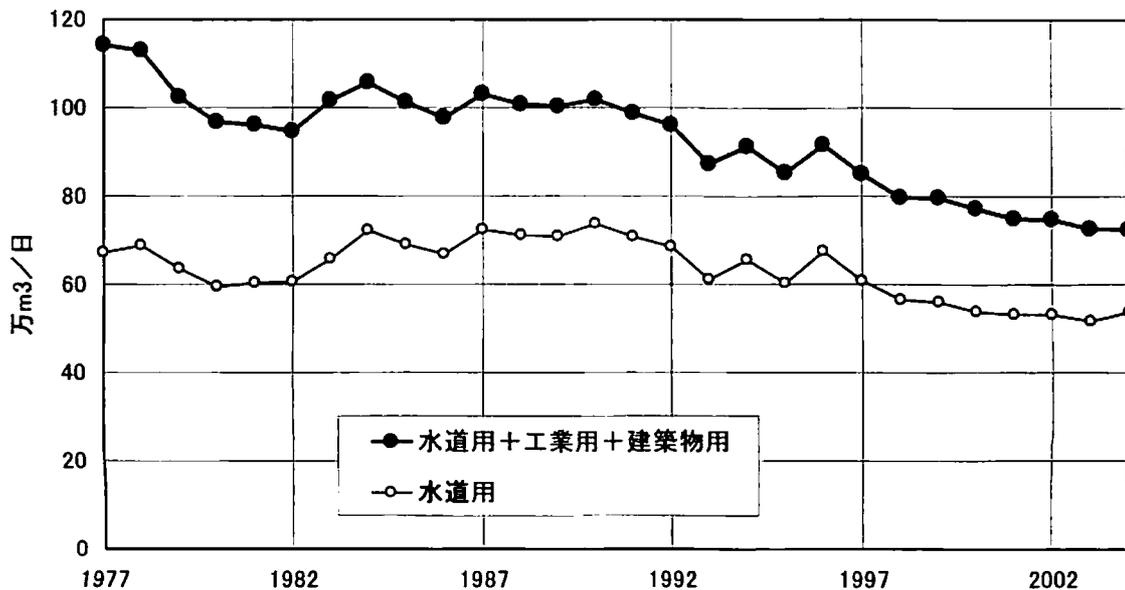


図4-2 埼玉県^④地下水揚水量

(埼玉県「埼玉県地盤沈下調査報告書」による。)

ほ同じであるから、沈下面積増加の要因は他に求めるべきである。実は 図4-2 に示す地下水揚水量は埼玉県生活環境保全条例によって揚水量の報告が義務付けられた水道用、建築物用、工業用地下水であって、農業用地下水は含まれていない。この農業用地下水については過去に調査した例（関東農政局の資料。甲C第8号証）があるので、それをみると、表4-3のとおり、結構大きく、水道用等の3用途の合計に対して5割以上を占めている。2004年のかんがい期（春と夏）は雨量がかなり少なかったため、農業用地下水が増加したと推測されている（東京新聞2005年11月3日中央埼玉版の記事（甲C第9号証））。さらに、地盤沈下の要因として、地下水汲み上げのみが注目されるが、地盤沈下は地下水位の低下によって起きるものであるから、地下水の汲み上げだけでなく、地下水への自然涵養量の減少によっても進行する。自然涵養は雨水の地下浸透によって行われるから、降水量が減れば、当然のことながら自然涵養量は減少する。図4-3に示すとおり、2004年の春と夏は降水量が極端に少なかったから、地下水への自然涵養量も大幅に減少したと考えられる。農業用地下水の増加と自然涵養量の減少が夏期の地下水位を低下させ、地盤沈下面積を若干増加させたと推測される。

表4-3 埼玉県の地下水揚水量 （単位 千m³/日）

	農業用地下水				水道・建築物・工業用				総計
	浅井戸	深井戸	集水渠 その他	計	水道用	建築物 用	工業用	計	
東部地域	7	5	0	13	56	2	10	67	80
中央部地域	43	32	0	75	117	2	33	151	226
西部地域	22	61	0	83	115	8	46	169	252
北東部地域	48	15	1	64	71	4	21	96	160
比企地域	52	34	1	87	27	0	4	32	118
北部地域	59	29	2	89	154	3	53	210	299
計	230	176	4	410	539	18	168	725	1,135

※ 農業用地下水は関東農政局「関東における農業用地下水の利用実態」(平成13年7月)による。水道・建築物・工業用地下水は埼玉県「埼玉県地盤沈下調査報告書」(平成17年10月)による。

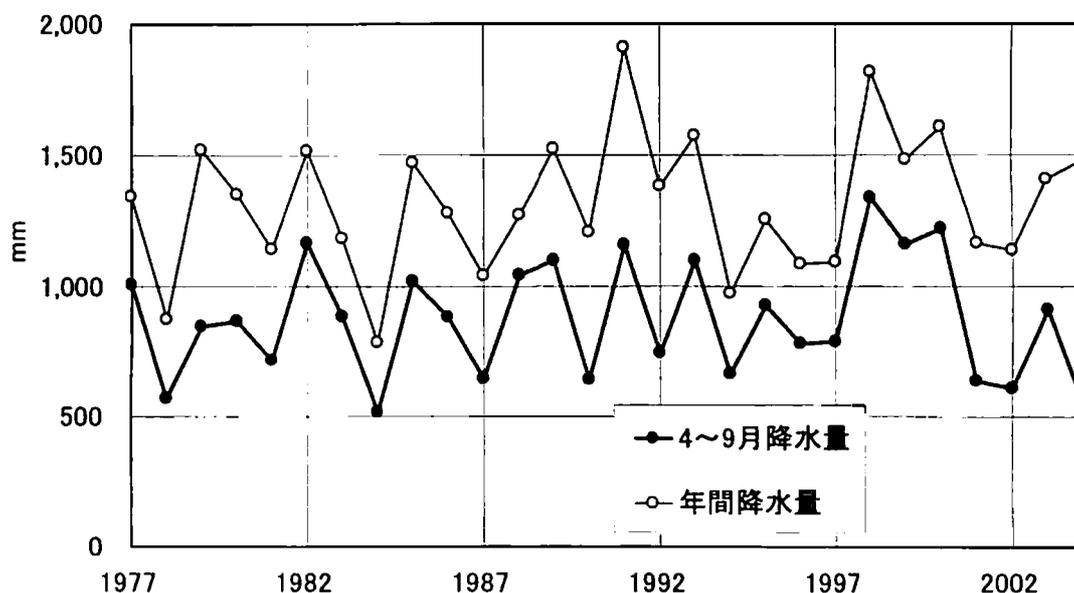


図4-3 気象庁さいたま観測所の降水量

(気象庁の電子閲覧室のデータから作成)

ウ 保有水源としての地下水利用可能量

上述のとおり、科学的な見地から1997年時点の地下水揚水量を地下水利用可能量と評価すべきである。同年の水道用地下水の揚水量は一日平均で7.0 m³/秒である。埼玉県内の各市町村は埼玉県から給水される県水をベースとして使用し、毎日の給水量の変動は地下水等の自己水源で対応する方式をとっていることが多い。そのため、水道用地下水の使用量は変動が大きい。図4-4は埼玉県内の上水道について地下水等の自己水源の「一日最大使用量/一日平均使用量」の経年変化をみたものである。なお、この自己水源のうち、8割以上は地下水である。同図には埼玉県営水道の一日最大送水量/一日平均送水量の経年変化も示してあるが、県営水道に比べて地下水は水量の変動がかなりあって、変動率(最大/平均)が大きい。

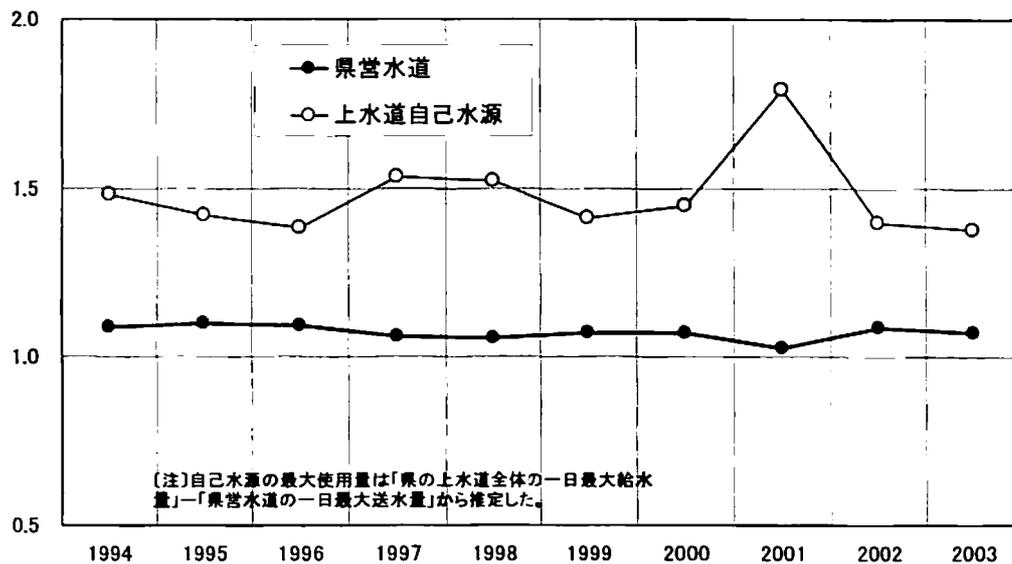


図4-4 埼玉の県営水道と上水道自己水源の変動率(最大/平均)

(日本水道協会「水道統計」と埼玉県企業局の公文書開示資料から作成)

保有水源量は一日最大給水量に対応するものであるから、水道用地下水の水源量はその一日最大量で評価すべきである。図4-4から10年間の最大使用量/平均使用量の平均値を計算すると、1.48となる。この1.48を上記の7.0m³/秒に乗じて、水道用地下水の最大利用可能量を求めると、10.4m³/秒、約10m³/秒となる。以上のように、保有水源としてカウントできる水道用地下水は約10m³/秒であると判断される。

被告が示す水道用地下水の利用可能量毎秒6.747m³は算出根拠が不明な数字であるが、過去の埼玉県の資料と合わせてみると、地下水使用量の変動をあまり考慮せず、変動率をせいぜい1.1程度しか見ていないような数字であり、水道用地下水の使用実態を踏まえない水量であると判断される。このように、被告が示す毎秒6.747m³は科学性が乏しいだけでなく、地下水使用量の変動の大きさも考慮していない、不当な数字なのである。

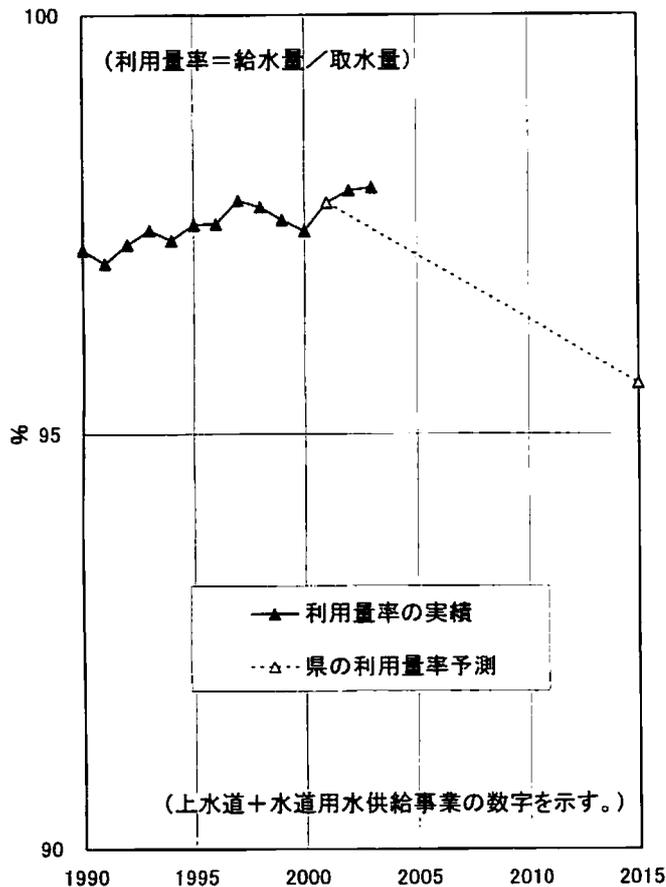


図4-5 埼玉県水道の利用量率
 (実績は日本水道協会「水道統計」による。)

(4) 利用量率

給水量ベースへの換算に用いる利用量率(給水量/取水量)を被告は96%とし、浄水場でのロス分が4%あるとしているが、取水から配水までの行程でそのように大きなロスが生ずるはずはない。図4-5に示す埼玉県水道の利用量率の経年変化をみると、利用量率は次第に上昇し、2003年度には98%になっており、実績値である98%を用いるべきである。利用量率を96%とする場合と98%とする場合につ

いて給水量換算の保有水源を比較すると、前者は後者より2%も小さくなってしま

うから、無視できる量ではない。このように、被告の計算方法は事実と反していると言わざるを得ない。

第4 埼玉県の水需要予測の過大性

1 埼玉県の水需要予測の概要

埼玉県は、2003年12月に、それまでの過大な水需要を下方修正したうえで、2015年度の1日最大給水量を312万 m^3 とした。それ以前、1999年に策定された埼玉県の水需要予測によれば、1日最大給水量は、2005年度で332万 m^3 、2015年度には359万 m^3 にまで需要が伸びるとしていた。それをこのように下方修正したのである。4年しか経過していないのかかわらず、2015年度の予測値が47万 m^3 、13%も下方修正されたのであるから、埼玉県の予測の信頼性は低いと言わざるをえない。これまでの実績からみると、2015年度の

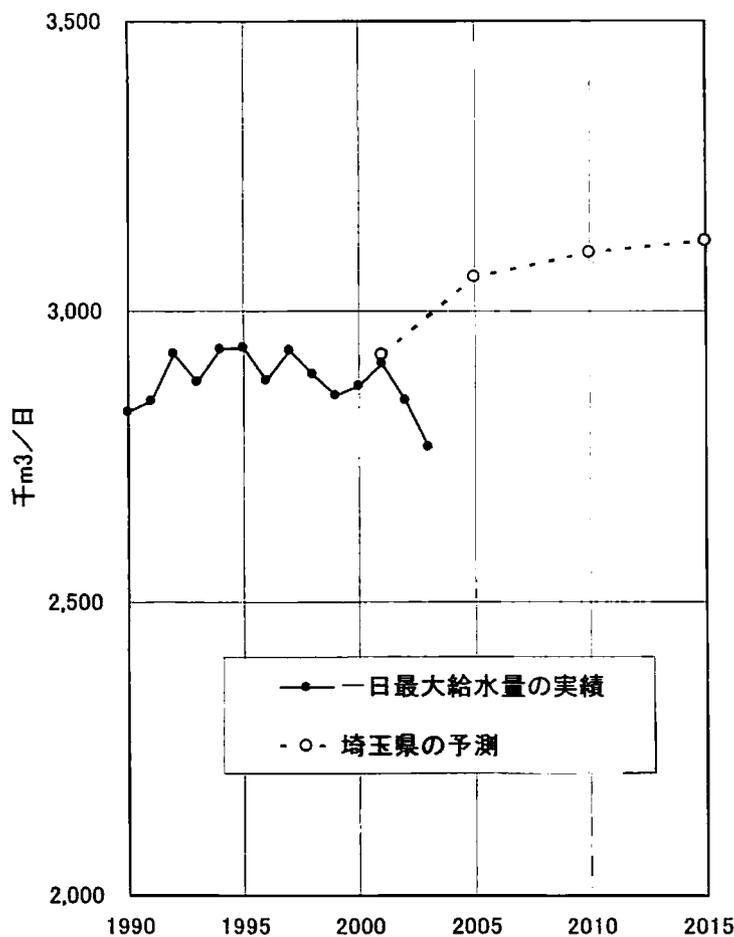


図4-6 埼玉県上水道の一日最大給水量
(実績は日本水道協会「水道統計」による。)

1日最大給水量の予測値312万 m^3 も明らかに過大である。

図4-6「埼玉県水道の1日最大給水量」は、1日最大給水量についての過去13年間の推移と埼玉県の将来予測を示したものである。埼玉県民1人当たり1日最大給水量が着実に低下してきていることは前出の表4-

1 で明らかであるが、埼玉県全域の1日最大給水量も最近は確実に低下してきている。そのうえに、長期的には埼玉県内の人口の減少が確実に見込まれている。そうした中で、この推移が反転して水需要が上昇していくとしてこのような高い推計値を算出する被告の主張はいかがわしさを拭うことができない。以下では、これを点検する。

2 1日最大給水量の将来値

(1) 人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、埼玉県の人口は、今後2015年まで漸増し、ピーク時の同年には722万人に達し、その後は減少していくとされている。これに対し、1999年策定の「埼玉県の水需給」で埼玉県が予測したところでは、2015年まで人口が増加傾向を辿り、同年の人口を802万人と予測していたのであるが、2003年策定の「埼玉県の水需給」において、埼玉県は、県内人口の伸び率の鈍化を考慮したうえで、県内人口につき2005年に710万人、2015年に728万人と予測している。

一方、2005年の埼玉県内の人口は708万人（9月1日現在）であって、国立社会保障・人口問題研究所や埼玉県の最近の予測に近い傾向で推移してきている。問題は一人当たり1日最大給水量の動向である。

(2) 1人当たり1日最大給水量の動向

前出の表4-1および下図（図4-7）のとおり、埼玉県の1人当たり1日最大給水量の実績値は、1995年度で440ℓ、2000年度で418ℓ、2002年度で410ℓ、2003年度で396ℓとなっており、1人当たり1日最大給水量が近年において年間1%から3%程

度の割合で減少しているのであり、今後も節水型機器が普及し、漏水防止対策が進められていくことを考えると、当面の間はこの程度の割合で1人当たり1日最大給水量が減少していくと解するのが合理的である。

それにもかかわらず、埼玉県は、1人当たり1日最大給水量の将来予測につき、2005年度で433ℓ、2010年度で431ℓとしたうえで、2015年度で429ℓとしているのであり、埼玉県の予測が恣

意的に数値を過大に操作したものであるのは明白である。特に、策定当時に入手可能なデータを基礎として、2002年度までに1人当たり1日最大給水量が410ℓまで漸減してきた実績を前提にすべきであるにもかかわらず、2005年度

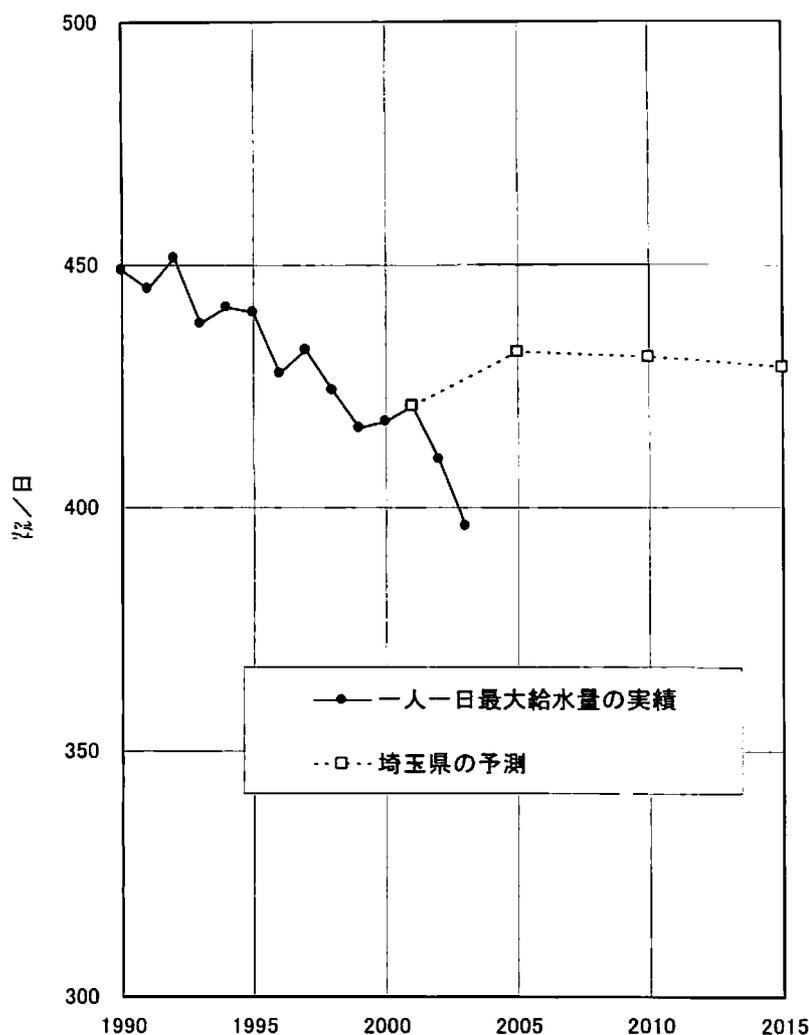


図4-7 埼玉県上水道の一人一日最大給水量

(実績は日本水道協会「水道統計」による。)

に突如として1人1日最大給水量が4330まで増加するという予測を行うのは明らかに不合理である。埼玉県の前測の不合理性は、2003年度に1人当たり1日最大給水量が前年比で3%以上も減少して3960になったという事実からも明確に裏づけられるものである。

(3) 1日最大給水量

上述のように、1人当たり1日最大給水量は漸減傾向であり、その減少率は、埼玉県が予測する県内人口の増加率を上回るものである。1人当たり給水量の漸減傾向も考慮すると、今後も当面の間、1日最大給水量は従前どおりの漸減傾向が続くことが見込まれる。

国立社会保障・人口問題研究所の前測のとおり、2015年度の県内人口が722万人（給水人口が721万人）となり、同年の1人当たり1日最大給水量が2003年度の数値である3960から全く減少しなかったとしても、2015年度の1日最大給水量は約286万 m^3 （3960 \times 721万人）である。

埼玉県の前測のとおり、2015年の県内人口が728万人（給水人口が727万人）となり、同年の1人当たり1日最大給水量が2003年度の数値である3960から全く減少しなかったとしても、2015年度の1日最大給水量は288万 m^3 （4100 \times 727万人）である。

これらの数値を需要の上限と考えることが相当である。このように、1人当たり給水量の漸減傾向も考慮すると、1日最大給水量は、従前どおりの漸減もしくは横ばい傾向が続くことが見込まれ、仮に、人口増により増加するとしても288万 m^3 /日程度が上限であり、2015年以降は人口減少とともに確実に減少していくことになると見込まれるところである。

(4) 埼玉県 of 予測

2003年12月策定の「埼玉県の水需給」は、「平成27年度の水需要量としては、人口の伸び等に伴い約312万 m^3 となります。また、近年の少雨化傾向による利水安全度の低下等、予測し得ない事態への対応するものとして、4%程度(約13万 m^3)を見込むものとし、全体として1日最大約325万 m^3 の供給量を確保するものとします。」としている。

しかし、既に述べたとおり、2015年度の1日最大給水量の上限は、288万 m^3 (3960 \times 727万人)と解されるのであり、2015年度の1日最大給水量を312万 m^3 とすることは不当である。さらに、その312万 m^3 に4%程度(約13万 m^3)の水増した325万 m^3 を供給量として予測するのは極めて不合理であるというべきである。

1日最大給水量の予測値にさらに水増しをした数値を供給量として予測している手法はあまり例のないものであり、埼玉県の予測の恣意性を裏づけるものである。

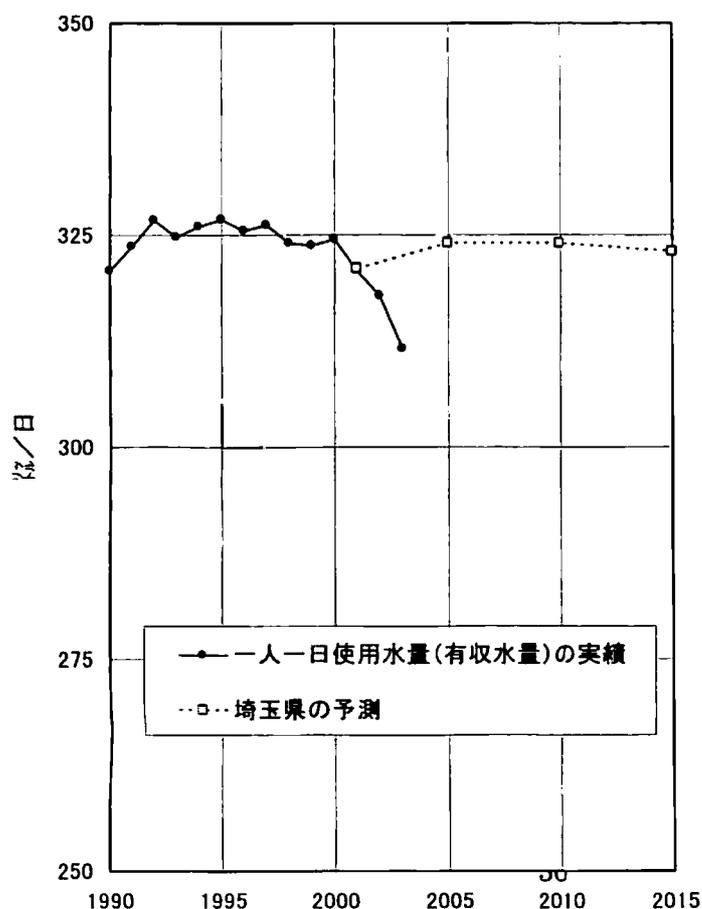
3 埼玉県の需要予測のクラクリ

これまで、実績値としての1日最大給水量及び1人当たり1日最大給水量から埼玉県の予測値が過大であることを見てきたが、以下では、埼玉県が実際に予測値を算出するに際して用いた計算手法について検証する。

(1) 埼玉県が2015年度の1日最大給水量を312万 m^3 と予測していることは先に見たところである。この「1日最大給水量」を算出する際には、「1日平均使用水量」(1日平均有収水量)を基礎にして、

一定率の水量の上乗せをして修正して算出することになっている。上乗せの根拠は、市内配水でのロス（配水管からの漏水）や、夏の晴天に突出することのある給水量の変動である。この前者の修正の係数を「有収率」（＝有収水量／給水量）と呼び、後者を「負荷率」（＝1日平均給水量／1日最大給水量）と呼んでいる。「1日最大給水量」は、住民や需要者に届いた水量（平均使用量）の予測値をこの「有収率」と「負荷率」（いずれも、小数の数字）で除して求められる。したがって、有収率と負荷率の設定に恣意が入ると、「最大給水量」は過大になったり、過小になったりして、信用できないものになることはいうまでもない。

（2） 図4－8は埼玉県上水道の一人あたり使用水量（有収水量）の実績と埼玉県予測を対比したものである。実績は、1992年度以降、横ばいになり、2001年度から減少傾向となっているが、一方、埼玉県の



の予測は近年の減少傾向を無視したものになっている。この埼玉県の水需要予測は、次に述べるように有収率と負荷率の恣意的な設定によって、実績からの延長とさらに乖離したものとなる。

（3） 埼玉県は、2015年度の一人当

図4-8 埼玉県上水道の一人あたり使用水量(有収水量)

(実績は日本水道協会「水道統計」による。)

たり1日平均使用水量を3230とし、これに給水人口7269千人を乗じた値を有収率91.4% (0.914) で除して1日平均給水量257万 m^3 を求め、さらに負荷率82.4% (0.824) で除して1日最大給水量312万 m^3 を導き出している。前述したとおり、有収率は水道事業者が送り出す水道水量から市中での漏水等のロスを差し引いて実際に利用者に届く水の割合のことである。また、負荷率は1日平均給水量を1日最大給水量で割った値である。

(4) それでは、実際の有収率、負荷率はどうなっているのだろうか。図4-9「埼玉県上水道の有収率と負荷率」のとおり、有収率は2000年度まで上昇傾向にあって、現在は約90%である。これは配水管の補修等が進み、市中のロスが次第に少なくなってきたことを表している。負荷率は、上下を繰り返しながらも上昇傾向にある。これは冷房設備の完備等によって、夏の暑さがそのまま水の消費量に直結しなくなったということである。

(5) 埼玉県は2015年度の有収率を91.4%と設定している。現在、全国で最も高い有収率を示しているのは福岡市の約96%であり、それと比べると、埼玉県の有収率の目標値は低く、漏水防止対策を進める余地はまだ十分にある。埼玉県内の各水道においても配水管の補修、取替えに力を注げば、有収率を95%程度まで高めることは可能である。

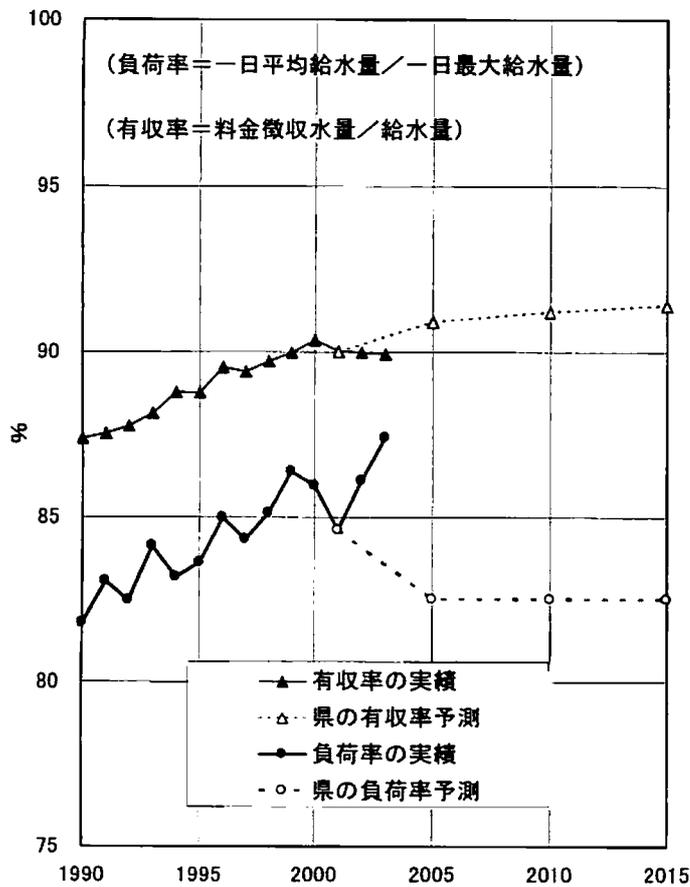


図4-9 埼玉県上水道の負荷率と有収率

(実績は日本水道協会「水道統計」による。)

(6) 埼玉県は2015年度の負荷率を82.4%と設定している。しかし、この設定値は最近の実績と比較してあまりに低いといわざるを得ない。最近5年間の負荷率の実績平均は約86%である。負荷率は図4-9のとおり、上昇傾向にあるから、控えめにみても、この値を採用するのが妥当である。

(7) 有収率として95%、負荷率として86%を採用すれば、給水人口と一人当たり使用水量は埼玉県の予測値を使っても、2015年度の日最大給水量は次のように変わる。 $727 \text{万人} \times 3230 \div 0.95 \div 0.86 = 287 \text{万} \text{m}^3$ となり、埼玉県の同年度の予測値312万 m^3 よりも25万 m^3 も小さい値になる。

このように、1日最大給水量312万 m^3 は、いくつかのカラクリで作った数値なのである。

第5 渇水の誇大宣伝と被害の歪曲

被告らは、これまで渇水による取水制限が頻発しており、その対策としてダム建設の必要性を強調する。しかし、渇水時の取水制限・給水制限の生活等への一般的な影響、埼玉県内の渇水時の状況は次のとおりであり、水余りの状況を反映して、渇水による生活・産業への影響はほとんど出ていないのが実際である。

1 取水制限、給水制限とその影響

(1) 取水制限とは、少雨等により河川流況が悪化した場合やダム等の貯水量が減少した場合に、河川から取水している水道事業者の取水量が制限されることをいい、取水制限の実施にあたっては、河川管理者及び河川から取水している者の中で協議が行われ、具体的な取水制限の時期や取水制限量が決定される。取水制限は河川からの取水量の制限であるから、取水制限が実施されても、他に地下水の水源もあるので、直ちに、家庭や事業所への給水量が制限されるわけではない。

(2) これに対し、給水制限は、取水制限が行なわれた場合に、浄水場等から各家庭や事業所へ給水するための水圧を下げたり、水道管のバルブ調整を行うことにより、平常時よりも各家庭や事業所へ給水する水量を減らすことをいう。

給水制限には、給水するための圧力を下げる減圧給水と、給水する時間を制限する時間給水がある。減圧給水の場合、水道からの水の出は多少悪くなるが、生活への影響はほとんどなく、高台で一時的に水が出なくなることはあっても、それは給水バルブの調整をこまめに行うことによってすみやかに解消されており、また、ビルや工場の場合

には、大きな受水槽をもっていることから、必要な水量を夜間に確保することができるので、減圧給水の生活・産業への影響はほとんどない。

2 埼玉県の水不足時の状況

(1) 表4-4は、埼玉県内の水不足時の状況をまとめたものである。

取水制限は、1994年(平成6年)、1996年(平成8年)、1997年(平成9年)、2001年(平成13年)に実施されているが、東松山市の4日間のみの一時的断水を除けば、ここ10年以上、断水には至っていない。

(2) 取水制限時、一部の市町村で減圧給水が実施されているが、近年最も水不足が厳しかったとされる1994年(平成6年)の水不足時も含

表4-4 埼玉県の水不足状況

年度	利根川水系の取水制限	埼玉県水道の供給量削減			各市町村	
		供給量削減率	削減の期間	日数	対応	影響
1994年	10~30%	9~34%	7.22~9.8	49	33市20町1村で減圧給水	ほとんど節水広報のみ(浦和市、所沢市、戸田市、行田市、志木市、狭山市、幸手市、大利根町、久喜市、吉川町、栗橋町、新座市、大井町、富士見市、八潮市、三芳町、坂戸・鶴ヶ島市、滑川町、川里村ではプール中止)
1996年	10%	9~19%	1.12~3.27	75	12市5町で減圧給水	節水広報のみ
1996年	10~30%	11~38%	8.16~9.25	36	22市10町で減圧給水	ほとんど節水広報のみ(鷲宮町、東松山市、所沢市、坂戸・鶴ヶ島市、和光市、上福岡市、大井町、蓮田市ではプール中止)東松山市では4日間のみ一時的断水あり
1997年	10%	9~13%	2.1~3.24	52	3市3町で減圧給水	影響なし
2001年	10%	8%	8.10~14	5	2市3町で減圧給水	影響ほとんどなし(所沢市の高台で若干の出水不良)

※ 埼玉県の公文書開示資料による。

め、生活への実際の影響はほとんど出ていない。一部の市町村で、プールの使用が中止されているが、プールの使用水量は小さいので、中止の必要は実際にはなく、渇水になっている状況を住民に知らせるために実施されたものにすぎない。

(3) 最も厳しい渇水であったとされる1994年(平成6年)の一日最大給水量を点検(前出「表4-1」)すると、それは293万 m^3 となっており、取水制限のために給水量に目立った減量があったとのデータは認められない。「渇水」という事態のあることを無視するものではないが、水源の新規開発を正当化する誇大宣伝であると指摘しても誤りではあるまい。

(4) このように、保有水源に余裕が出てきたことを反映して、渇水による生活・産業への影響は実際にはほとんどなくなっているのであり、被告らは渇水の被害を誇張し歪曲しているというべきであって、頻発する渇水の被害への対応策として、ハツ場ダムを建設すべき必要性はまったく存在しない。

(5) なお、被告ら行政の主張に呼応するように、マスコミ報道が渇水の危機的状況を強調し、昨年(2005年)夏も四国の早明浦ダムの水位が低下しているというニュースが全国に報道され、ひび割れた湖底壁面を露出しているダムの様子が画面にしばしば映し出された。

このような報道に接すると、人々は危機意識をあおられ、水が、全国的規模で、慢性的に不足し渇水により実際に深刻な被害が発生しているという錯覚に陥りがちである。

(6) しかし、当然のことながら、降水量、保有水源の状況は地域ごとに異なるのであるから、四国の早明浦ダムの貯水量の低下は、局所的、

地域的な事情が全国報道されたものにすぎず、首都圏の水事情や渇水被害とはまったく無関係であるし、また、一時期の出来事であって1年を通して慢性的な水不足にあるということでもない。

(7) 首都圏でも、数年おきに「ダムの貯水量があと何日分」という調子で同様の報道が繰り返されてきている。

しかし、渇水時においても利根川の流量のうち、利根川水系8基のダムからの補給量は全体の3割程度にすぎず、残りは主に森林が生み出す水量であり、森林が雨を一時的に蓄え、徐々に水を川へ補給するのであって、ダムの貯水量の減少が取水制限に直結するわけではない。また、利根川水系ダムの過大放流によってダムの貯水量が急減し、その結果、渇水騒動が増幅されている面がある。

実際には、首都圏の水需要を充足するだけの水源はすでに確保されており、渇水による生活や産業の被害はほとんど発生していないのである。

さらに、昨年、早明浦ダムの水がなくなってしまった際に、発電用のダム貯水量を水道用に融通するという報道がされた。また、埼玉県などでは渇水時には対価を払って一時的に農業用水から融通を受ける方法もある。このように、渇水で本当に困ったときには、発電用の水源や農業用水などを一時的に使うことは可能であり、ハツ場ダムを造るよりずっと効率的である。

第6 埼玉県の保有水源と1日最大給水量との比較－水余り

1 まとめ

(1) 以上のとおり、埼玉県は、すでに313万 m^3 /日確保されており、荒川水系・滝沢ダムの完成により近い将来には、合計345万 m^3 /日に達する。

これに対し、1日最大給水量は、2003年（平成15年）で277万 m^3 /日であり、将来の人口増に伴う増加を見込んでも288万 m^3 /日程度を超えることはないのであるから、現在の保有水源でも25万 m^3 /日、滝沢ダム完成後は57万 m^3 /日もの「水余り」の状態になり、2016年（平成28年）以降は、人口の減少に伴い水需要も減少し、水源余裕量はさらに増加していくこととなる。

したがって、この上さらにハッ場ダムの建設により新たな水源を手当てしなければならない必要性はまったく存在しない。

(2) この現状では、取水がある程度制限されても、市中への給水には大きな支障は生じないはずである。57万 m^3 /日の余裕ということは、水源保有量345万 m^3 /日の17%に相当する。第1章で触れた「水不足の年」（10年に1回程度の渇水年）に起こるとされる供給可能量の減少は、関東地方についての国土交通省の計算では12%減程度であるから、埼玉県は10年に1回程度の渇水年に対して十分な備えができていくことになる。

したがって、この上さらにハッ場ダムの建設により新たな水源を手当てしなければならない必要性はまったく存在しない。

(3) さらに、ハッ場ダムの完成時期は、計画では2010年（平成22年）とされているものの、工事の進捗状況及び予算の問題から完成の大幅な遅れは必至であり、今後順調に工事が進行するとしても2015年（平成27年）まで完成には至らないとみられる。そうすると、

ハツ場ダムが実際に稼働するころには、すでに「水余り」が拡大しつつあり、新たな水源開発の必要性がますます希薄になっている時期であるといえ、被告の主張の不合理性は一層明らかである。

2 被告埼玉県の本主張の骨子に対する反論

本準備書面の第4章の冒頭で、原告らが理解した被告埼玉県の主張の骨子を挙げたが、以上のまとめで述べた事実を基礎として、これに個別に反論すれば次のとおりである。

- ① 近年、1日最大給水量が着実に低下しているのに、2015年（平成27年）に1日最大給水量が312万 m^3 /日まで増加するという水需要想定は、誤った過大予測である。使用水量の予測が過大である上に、現実と相違した「有収率」と「負荷率」を設定して算出した予測値なのである。将来の一日最大給水量は大きくても288万 m^3 /日程度である。
- ② 埼玉県は、近く完成する滝沢ダムの水利権を加えた、埼玉水道の保有水源量を224万 m^3 /日（給水量ベース）としているが、この水源量は、農業用水転用水利権のほとんどを不当にも暫定水利権として除外した上で、現に利用可能な地下水（取水量として10 m^3 /秒）のうちの3 m^3 /秒強をカウントせず、さらに、実績より小さい利用量率（給水量/取水量）を用いて算出したものであって、不実の数値である。非かんがい期においてもその取水に何の支障もない農業用水転用水利権の全量を保有水源に加え、地下水の水源量を正しく科学的に評価し、さらに、実績に合った利用量率を用いて求めれば、滝沢ダム後の埼玉水道の保有水源量は345万 m^3 /日となる。①で述べた将来の一日最

大給水量の最大見込み量 288 万 m³/日に対して十分に余裕のある水源が確保されるから、埼玉県にとって八ッ場ダムは全く不要である。

- ③ 近年最大とされる 1994 年（平成 6 年）の大渇水でも、埼玉県水道の 1 日最大給水量は低下していない。水飢饉はダム建設を推進するための誇大宣伝である。
- ④ 埼玉県における最近の渇水の状況をみると、国がいう「通常の年」（数年に 1 回程度の渇水年）はもとより、「水不足の年」（10 年に 1 回程度の渇水年で 1994 年が概ね相当）でも、県民の生活や産業活動に影響がほとんどなく、「水不足の年」に対応するための利水安全度はこれまでの施策で確保されている。
- ⑤ 埼玉県の水需要は上限で日量 288 万 m³程度であり、遅くとも 2015 年以降は埼玉の人口は減少傾向となっていくので、八ッ場ダムが 10 年以上も先に完成した後は人口が減少するから、八ッ場ダムの建設は壮大なムダなダム工事だということになる。
- ⑥ 上記の事実を総合的に判断すると、埼玉県が八ッ場ダム等で新たに確保をめざしている水源は無用と言うべき水源である。現実には埼玉県は既に 313 万 m³/日の水源が確保され、また近く滝沢ダムの完成によって 345 万 m³/日の水源が確保されるから、10 年に 1 回程度の渇水年に対して十分な備えがあるという状況に至っている。埼玉県に水道水の安定的な供給を行う責務があることは当然であるが、その責務を果たすためとして、無用な八ッ場ダムの建設費用を負担することは明らかに不当な支出というべきであり、そのムダの程度からすれば、その支出は違法の判断を受けるべきものである。

以 上